

平成 20 年

宝達志水町議会会議録

第 3 回定例会

平成20年 9 月 8 日 開会

平成20年 9 月12日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第55号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第56号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第57号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
について
- 報告第17号 専決処分の報告について
専決第13号 石川県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 報告第18号 専決処分の報告について
専決第14号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）
- 報告第19号 平成19年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 認定第1号 平成19年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成19年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成19年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成19年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 認定第6号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 認定第7号 平成19年度宝達志水町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第9号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について
- 発議第1号 道路整備の促進に関する意見書について
- 発議第2号 教育予算の拡充をもとめる意見書について
- 発議第3号 宝達志水町議会会議規則の一部を改正する規則について

請願第 3 号 衆議院で可決された「後期高齢者医療制度廃止法案」を衆議院で直ちに審議
することを促し、可決することを求める請願

平成20年9月8日(月曜日)

出席議員

1 番	萩山恭子	8 番	守田幸則
2 番	柴田捷	9 番	北本俊一
3 番	津田勤	10 番	中川信夫
4 番	中谷浩之	11 番	金田之治
5 番	川崎與一	12 番	小島昌治
6 番	岡野茂	13 番	北信幸
7 番	林一郎	14 番	近岡義治

欠席議員

なし

説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	中野茂一
副町長	中江映
収入役	齊藤喜久治
教育長	田畑武正
総務課長	北山茂夫
情報推進室長	田村淳一
企画財政課長	太田永作
住民課長	林谷茂和
税務課長	山田久延
環境安全課長	高松守成
健康福祉課長	柏崎三代治
農林水産課長	鍛冶一良
建設課長	土上猛
上下水道課長	高下良博

学校教育課長 松田正晴
生涯学習課長 源大恵
会計課長 中村清康
志雄病院事務局長 米谷勇喜

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第55号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第56号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第57号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第58号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第59号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第60号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第11 報告第17号 専決処分の報告について
専決第13号 石川縣市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第12 報告第18号 専決処分の報告について
専決第14号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 報告第19号 平成19年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 日程第14 認定第1号 平成19年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 日程第15 認定第2号 平成19年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成19年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成19年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成19年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会
計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第6号 平成19年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第7号 平成19年度宝達志水町水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第21 認定第8号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定につ
いて
- 日程第22 認定第9号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定
について
- 日程第23 議案に対する質疑
- 日程第24 町政一般についての質問
- 日程第25 決算特別委員会の設置
- 日程第26 議案の委員会付託

開会・開議

議長（近岡義治君） ただいまから平成20年第3回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（近岡義治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、5番 川崎與一君、4番 中谷浩之君を指名いたします。

会期の決定

議長（近岡義治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月12日までの5日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から9月12日までの5日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（近岡義治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、国産バイオ燃料の製造に資するバイオエタノール米生産の推進を求める陳情書、平成20年度林業関係補正予算に関する要望書及び相見保育所改築工事の早期完成については、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成20年6月分、7月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付したとおりでありま

す。

これで諸般の報告を終わります。

町長提出議案の上程・説明

議長（近岡義治君） これより、本日町長から提出のありました議案第55号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）から認定第9号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 本日ここに、平成20年第3回宝達志水町議会定例会を御招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙の折にもかかわらず、御応招を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、ことしの夏につきましては、前半は例年以上の猛暑が続いたかと思うと、後半はこれまた雨続きというまことに不順な天候が続いており、農繁期を迎えられた農家の皆様方には、心配な日々が続いていることと思います。

また、全国各地では、局地的な豪雨により河川のはんらんや土砂崩れなどの災害が発生し、とうとい命が奪われ、あるいは住宅が被害に遭われるなど惨状が伝えられています。

本町におきましては、長者川沿いで町道の一部が冠水し、近隣の方々には御心配をおかけいたしました。幸い家屋敷や田畑への影響は比較的少なく、大きな災害もなかったことから安堵しているところであります。

私といたしましては、住民の生命と財産を守る使命があることから、さきの臨時会にも申し上げましたように、今後も河川や道路の日常点検を十分に行い、町内で災害が起きることがないように、万全を尽くしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、今月初め、福田首相の突然の辞任についてであります。このことは、国民誰もが驚かれたことと思います。

先月初旬、政府は景気が後退局面に入ったとの見方から、改造内閣発足後に総合経済対策を決めたやさきのことであり、一刻も早い実施を私どもも期待していたところですが、その期待を裏切るような突然の辞任劇は、まことに残念のきわみであります。

このような国民不在の政治が続けば、ますます不信が強まるばかりか、国際社会において各国からの信頼も失いかねず、ひいては国内の景気がさらに後退することも懸念されるところであります。

政府・与党にあっては、一刻も早く新政権を発足させ、重要課題に対処していただきたいと願っております。

また、昨年夏からの米国でのサブプライムローン問題や、原油の高騰などから、日本では戦後最長と言われる景気の拡大基調も、国民には実感のないまま後退局面を迎えました。

このような状況の中にあつて、地方自治体にあつては、税源移譲により税収がふえたものの、それを上回る地方交付税の減少や、交付金などの大幅な減少により、財政状況は依然として非常に厳しいものがあります。

そんな中、今定例会では、平成19年度の一般会計を初めとする各会計の決算を提出いたしております。

一般会計では、約9,600万円の黒字となりましたが、さきにも申し上げたように、地方交付税や、交付金などの大幅な減少分を財政調整基金の取り崩しにより補ったことなどから、財政調整基金が1億2,600万円減少いたし、さきの3月定例会でも申し上げましたように、今年度以降もさらに厳しい状況が予測されることから、行財政改革大綱や公共施設統廃合推進計画に基づいて、さらなる財政の健全化に取り組んでいかなければならないと考えているところであります。

また、他の特別会計や企業会計におきまして、一般会計と同様にさらなる財政・経営の健全化に取り組んでいかなければならないと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、この決算とあわせて今年度から新たに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、財政状況を判断するための平成19年度決算に基づく健全化判断比率等についても提出させていただきました。

この新たな指標につきましては、これまでも一般会計などの普通会計を主とした財政指標はありましたが、北海道夕張市がいわゆる財政再建団体となった問題で、旧法の規定では普通会計以外の会計との間で不適切な会計処理がなされたことに対し、チェック機能が働かなかったことを踏まえて、今回新たに地方公営企業や地方公社、第三セクターなどを含めた連結ベースの財政指標を設定し、公表することが義務づけられたことによるものであります。

このように、新法では財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、自主的な改善努力に着手させる早期健全化基準と、悪化が深刻化した団体は国の関与による確実な再生を行わなければならない財政再生基準という2つの基準値が設けられました。

本町の平成19年度決算では、早期健全化基準を超える状態に陥っていないものの、実質公債費比率は今後の起債に際し、国の認可が必要となる18%を超えていることから、少しの油断もできないと考えております。

そこで、今後とも財政の健全化に向けて取り組んでまいり所存でありますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

次に、企業誘致に係る進捗状況について御報告をさせていただきたいと思います。

本町二口地内で建設工事を進めております株式会社NTN宝達志水製作所は、本年6月の工事着手以来、8月までに外構工事を終え、現在は工場の建屋工事を進めているところであります。

計画建屋面積は、2万3,200平方メートル、約7,000坪で、建屋の完成予定は来年4月下旬、工事の竣工及び操業開始は同年10月と伺っております。

事業内容は、これまでも申し上げておりますが、風力発電用の超大型軸受の製造を行うものであり、計画の総投資額は、約80億円で、従業員数は、今秋採用を含めて109名を予定いたしております。

この工場の完成によって、若者の就業の場が確保されるとともに、本町にとっては税収の大幅な増加が見込まれるなど、本町の発展に大きく寄与するものと期待しているところであります。

以上、本町を取り巻く情勢につきまして御説明申し上げましたが、これより今定例会に提出いたしました議案などにつきまして、順次御説明申し上げます。

まず、議案第55号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,979万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億7,314万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出予算では、総務費において、誘致企業の株式会社NTN宝達志水製作所に対する支援措置として、水道水供給のための施設整備に要する経費を計上したほか、所得税から個人住民税に税源を移譲したことに伴う経過措置分に係る住民税還付金を計上し、また、町税の賦課徴収事務において年金所得者からの特別徴収に対

応する電算システム経費、旧県道廃道敷の所有権移転登記に要する経費などの所要額を追加するものであります。

次に、民生費では、相見保育所の整備に伴う測量調査設計費及び用地購入費などの所要額を計上いたしました。相見保育所は、昭和49年に建築してから34年を経過し、老朽化が激しい上、2階構造で耐震性が低いことから、大切な児童の生命の安全のためにも、合併時からの懸案でありました新保育所の建設に向けて用地の確保を行うものであります。

このほか、障害者自立支援給付事業において、国庫負担金の精算に伴う負担金の返還金を計上したほか、国保、介護特別会計の繰出金や、本町から全国健康福祉祭、いわゆるねりんピックへ出場される選手の方々への補助金などを追加するものであります。

次に、衛生費では、廃棄物の減量化を推進するため、県が実施するエコ保育所・幼稚園モデル事業に相見保育所が指定を受けたことにより、所要額を計上するほか、後期高齢者医療事務において、予定していた電算処理の委託事務を見直し、職員で対応したことで不用となった経費分について、繰出金を減額するものであります。

次に、農林水産業費では、緊急間伐推進事業に伴う経費や、町の特産品である花木の販路拡大調査のため補助金を追加するほか、県営ほ場整備計画策定に係る事業費の確定による減額を行うものであります。

次に、土木費では、道路橋りょう費において、国庫補助事業である道整備交付金事業に、新たに柳瀬地内での側溝整備や、敷浪駅から柳瀬方面への町道整備の2路線の追加が認められたことにより、単独事業から補助事業への組みかえと追加を行うものであります。これらの道路整備によって、安心して通行でき、交通の利便性の向上に寄与できるものと思います。また、降雪期における交通の確保をさらに向上させるため、国庫補助事業による除雪機械の購入経費を追加するものであります。さらに、下水道事業費においても、高資本対策費、元利償還額の確定による繰出金の追加を行うとともに、住宅費において町営住宅吉野屋団地の跡地の売却に向け、敷地の測量に係る経費を追加するものであります。

次に、消防費では、子浦久保町自警団が購入する消防機材整備に対し、コミュニティ助成金を追加し、また、県地域防災計画の見直し等に伴って町地域防災計画においても必要な修正を行うため、所要の経費を追加するものであります。

次に、教育費では、押水第一小学校の食堂棟建設に伴い、現校舎の一部を改修する必要が生じたことから、その改修経費を追加するとともに、青少年対策費補助金、地域ぐるみの学校支援事業補助金の交付決定により所要の経費の追加や、少林寺拳法全国大会に出場

する選手に対する補助金などを追加するものであります。

次に、災害復旧費において、7月の集中豪雨により被災のあった農道2カ所、林道3カ所の復旧経費を追加いたしており、以上が歳出予算の主な内容であります。

これらの財源となります歳入予算では、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第56号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億6,081万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、給付関係では、保険給付費の伸びによる退職被保険者高額療養費等の追加と、概算介護納付金の確定による減額を行い、事業関係では、対象者の増加に伴う出産育児一時金、人間ドック助成金を追加計上するものであります。

歳入では、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第57号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,204万1,000円とするものであります。

歳出では、制度改正に伴う被保険者への周知や額の改定通知などに要する通信運搬費の追加と、資格処理業務委託料の減額を計上するものであります。

歳入では、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第58号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,287万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,570万4,000円とするものであります。

歳出では、平成19年度国・県及び支払基金支出金の精算による返還金などを計上するものであります。

歳入では、一般事務費繰入金及び繰越金を充てるものであります。

次に、議案第59号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万7,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額をそれぞれ6,796万4,000円とするものであります。

歳出では、石川県医師会館負担金を追加するものであります。

歳入では、外来費収入を充てるものであります。

次に、議案第60号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、収益的収支では、繰り出し基準の確定に伴う一般会計からの繰入金の追加や、平成19年度決算に基づく減価償却費の確定に伴う追加補正であります。

収益的収入は、既定の予定額に7,855万9,000円を追加して5億9,428万5,000円とし、収益的支出は、既定の予定額に1,822万7,000円を追加して6億6,840万1,000円とするものであります。

資本的収入では、資本費平準化債の借り入れ可能額の拡大に伴って、既定の予定額に220万円を追加し、資本的収入の総額を9億4,976万5,000円とするものであります。

続いて、議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

これは、本年6月の地方自治法の一部改正に合わせて、これまで議会の議員に対する報酬については、報酬と規定されていたものを、今回、議員報酬と改めるものであります。

次に、報告第17号及び報告18号の2件は、専決処分の承認を賜りたいとするものであります。

まず、報告第17号は、専決第13号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。

この専決は、本町が加入する石川縣市町村職員退職手当組合において、加入する一部の団体の名称の変更に合わせて規約を変更したものであります。

次に、報告18号は、専決第14号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ91万円を追加し、75億5,334万7,000円としたものであります。

補正の内容としましては、歳出予算では、押水中学校野球部が、第38回中部日本地区選抜中学軟式野球大会出場に要する経費、志雄中学校バスケットボール部が、第29回北信越中学校総合競技大会出場に要する経費を追加するものであります。

財源といたします歳入予算では、繰越金を充てるものであります。

次に、報告第19号 平成19年度決算に基づく健全化判断比率等であります。

昨年6月に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、地方公共団体の財政状況を判断するため、健全化判断比率等の算定及び公表が義務づけられました。

この新しい財政指標の公表は、平成19年度決算分から、財政健全化計画の策定等は、平成20年度決算分からとなっており、今年度が最初となります。

本町の平成19年度決算におきましては、一般会計や特別会計を含めた実質赤字額は、資金不足額が生じていないため、実質赤字比率は該当なしとなっており、また、公営事業まで含めた連結実質赤字比率においても該当なしとなっています。

また、一般会計の公債費のほか、公営企業会計への繰出金のうち企業債の償還に充てたもの、羽咋郡市広域圏事務組合などが起こした地方債の償還財源に充てたもの等を含めた実質公債費比率は18.7%と、また、一般会計の地方債残高、公営企業会計の企業債に係る繰入見込み額、一部事務組合の地方債償還に係る負担見込み額、土地開発公社の負債等をとらえた将来負担比率は、293.6%となります。

また、公営企業における資金不足比率についても、資金不足が生じていないため、該当なしとなっております。

このように、平成19年度決算においては、すべての指標が早期健全化基準等を下回っておりますが、さきにも申し上げましたとおり、実質公債費比率が18%を超えているところから、早急にこれを18%未満に改善するべく、今後も行財政改革大綱及び公共施設統廃合推進計画に係る答申の趣旨にのっとり、徹底した財政健全化に取り組み、持続的・安定的な財政基盤の確立を図っていく所存であり、議員各位の御理解を願うものであります。

次に、認定第1号 平成19年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についての認定案件9件は、平成19年度の各会計の決算について、町監査委員の審査を受けましたので、その意見を付して決算書を提出し、認定を賜りたいとするものであります。

なお、平成19年度の予算の執行に当たっては、厳しい財政状況のもと、教育施設の耐震化等の整備、保健・医療・福祉の充実、子育て支援対策、上下水道及び幹線道路網の整備促進、産業の振興、生涯学習の推進など、各種政策課題に積極的に取り組んだところでございますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

以上、案件の提案理由を説明申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長（近岡義治君） ここで、議案第55号から認定第9号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

一般質問

議長（近岡義治君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 私は、行財政改革と道路網整備についてお尋ねをいたしたいと存じます。

まず、行財政改革の推進についてでございます。

行財政改革につきましては、町民の目線に立った改革が重要だと思っており、3月に開催されました平成20年第1回定例会におきまして、行財政改革審議会の会議結果報告や推進項目の進捗状況の公表と、町民の意見が反映できる仕組みについて質問いたしました結果、ホームページ等により公表し、町民の意見が集約できるホームページに関係課、部署を挙げて改善に努めるとの答弁がございました。どのように改善されたのかを中江副町長にお聞きしたいと思います。

次に、当町の財政状況につきましては、今定例会の提案理由の中にもございましたが、実質公債費比率は、今定例会に提案されました補正予算を含めると、18%を大きく超える21.5%になるとの説明がございました。これは起債すなわち借入金を行うには、国の許可が必要になる数字でございます。徹底した事業の見直しを行い、さらなる財政健全化に向けた取り組みが重要と考えるところでございます。

そこで、住民サービスの向上と行政コストの縮減が主な目的であります指定管理者制度

について質問いたします。

この制度は、平成15年6月、地方自治法の一部改正により、公の施設の管理に関し創設され、多くの自治体では平成18年度から本格的にスタートし、各自治体とも積極的に導入を試みているようでございます。公の施設とは、地方自治体が住民の福祉を増進する目的で、住民の利用に供するために設ける施設であります。スポーツ、文化施設、図書館、公民館、温泉施設、病院、保育所などのいわゆる箱物施設とか、公園あるいは水道事業がございませう。

導入の目的は、具体的には、民間や各種団体から一番効率よく施設の管理運営ができる団体を選定または指定し、管理させることによって費用対効果を向上させることができること。2つ目は、委託制度のもとでは委託先の選定が不透明であったことなどから、癒着の温床になることも想定されましたが、この制度では、原則、公募等により応募のあった団体から事業計画書等を提出させ、有識者から成る選定委員会が団体を選定し、議会での議決が必要なことから、選定手続の透明性が図られること。さらには、民間企業のノウハウや活力を活用した住民サービスの向上が図られることなどがございませう。

当町における指定管理者制度の導入については、平成18年度に町のすべての公の施設について、施設を所管する部署の課長等で構成する検討委員会で、導入の適否の調査検討を行い、段階的に実施するとしておりますが、現時点で保育所での導入が検討されているものの、ほかには特段の動きがないようであり、他自治体に比べ、かなり対応がおくれているようであります。導入を積極的に推進し、コスト削減と住民サービスの向上を図ることが重要と考えられます。

そこで、中野町長にお聞きします。

1点目、当町では、近隣の自治体に比べ、指定管理者制度の導入がおくれているが、現状何が弊害になっているのかを聞きたい。

2点目、検討委員会において、導入の適否について検討した結果と進捗状況について、施設名、検討結果、導入予定時期など、施設ごとに具体的に聞きたい。

3点目、検討委員会で指定管理者制度の導入が適当とした施設の財政面の効果について、施設ごとに管理運営費と幾らコスト削減ができると考えているか聞きたい。

4点目、指定管理者の選定に当たっての基本的な考え方、指定管理者に行わせることのできる業務、指定の期間、管理運営の費用の措置等についてどのように考えているのか。また、これらをまとめた指針のようなものがあるのかどうかを聞きたい。

最後に、中江副町長に、指定管理者制度導入の推進体制の現状をどのように考えているのか。行財政改革実施の中心機関の長として、責任ある具体的な答弁をお聞きします。

次に、道路網についてでございます。

町道荻市子浦2号線の整備計画についてでございます。私は、昨年9月開催されました平成19年第3回定例会において、この道路の現状と課題等について問題提起をし、今後の整備計画について町長のお考えをお聞きしたところでございます。

町長から、町の道路網整備計画では、自転車での通勤・通学時及び歩行者の安全確保という点から、特に歩道整備が必要である。整備には多額の費用など、総合的に判断すると、近年中に全線の整備に着手することは困難ではあるが、できるところから改修していくというような方法で検討していきたいとの前向きな答弁をいただいたところであります。

この道路につきましては、幅員が狭く、見通しが悪く、事故が多発するなど周辺住民のみならず、地域全体に大きな影響を及ぼしております。早期の整備を期待するものであります。検討結果について、具体的な整備計画をお聞きして私の質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 2番 柴田議員の御質問にお答えいたします。

当町における指定管理者制度導入に関し、4点にわたる質問でありましたが、説明の都合上、第1点目の御質問に対する答弁は、一番最後にさせていただきたくお願いいたします。

それでは、まず、第2点目の指定管理者制度導入についての検討結果についてでございますが、議員御承知のとおり、本町において指定管理者制度にお願いする施設というものは、そんなにございません。指定管理事業者も、やはり利益を追求する団体でございます。我が町の指定管理者制度へ管理委託を対象とする施設は、現段階では、保育所のみだと考えております。

しかし、指定管理の導入につきましては、地域住民の皆さん方の理解、そして議会の同意が絶対的な条件になるところから、その導入時期や、どの保育所から実施していくか等につきましては、現在、保育所の統廃合、そしてあゆみ保育所の新設等もでございます。現在、それら実施に向けて鋭意検討中でありますので、その方針が決まるまでいましばらく猶予を賜りたいと思っております。

次に、3点目の指定管理者導入に伴う、財政面の削減効果はどのくらいかという質問で

ございますが、この財政面の削減効果につきましては、主として人件費の削減が大きいと思っております。ちなみに、対象となる保育所の規模によって削減額は大きく異なり、一概に幾ら削減されるということは言いがたいと思います。

それで、あくまでも仮定の話ではありますが、例えば、中央保育所、南部保育所、相見保育所といった比較的大きな規模の保育所に対し、指定管理者制度を導入したとすれば、現在のところ、1保育所当たり約2,500万円程度の削減ができるのではないかと試算しております。

ただし、この2,500万円の削減という数字は、あくまでも指定管理を導入したと仮定し、ある1つの保育所に限った運営経費の削減額であり、現在、我が町に7つの保育所があります。町全体の保育所運営にかかる総経費から、直ちにこれだけ削減されるものではないということを御留意願いたいと思います。

なお、ここでこの点について詳細に説明をいたしておりますと、時間が大変長くなりますので、この件につきましては、担当常任委員会において、担当課長より改めて御説明したいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

次に、4点目の指定管理者の選定に当たっての基本的な考え方ではありますが、選定の基本的な考えにつきましては、本町条例第3条の規定にありますように、1点目として、指定管理者の候補者が提出する、事業計画に記載された施設運営そのものが住民の平等利用を確保できているかということ。2点目として、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであるかということ。そして、3点目として、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであるかということ、この3点についてよく審査の上、選定したいと考えております。

なお、指定期間や管理運営経費の措置等につきましては、指定管理の対象となる施設によって、それぞれ対応が異なる点もあるわけですので、ケース・バイ・ケースで対応していきたいと考えております。

最後に、第1点目の当町における指定管理者制度の導入が、近隣の自治体に比べておこなわれているのではとの質問でございますが、御指摘のように、確かに本町には指定管理を行っている施設はなく、また、今ほど答えさせていただきましたように、今後導入を検討している施設も保育所のみということで、大変少ないように見えます。

しかし、当町に指定管理を導入している施設が、現在ないということにつきましては、これまで当町は公の施設の管理を行うに当たって、他市町のように管理公社とか、事業団

といった自治体出資の外郭団体を設置することなく、すべて町直営で行ってきたことが大きく関係していると思っております。

と申しますのも、この指定管理者制度につきましては、平成15年の地方自治法改正により導入されたものであり、その目的やメリットについては、先ほど議員の御質問にあったとおりであります。もう一点、改正の大きなポイントといたしましては、これまで外郭団体などで施設管理を行ってきた市町は、改正法施行後3年後の平成18年9月までに、外郭団体への委託を廃止し、今後は市町の直営とするか、指定管理者制度のいずれかを選択しなければならなくなったことから、多くの市町では今さら職員の増につながる直営に戻ることもできず、結果として指定管理者制度の導入に取り組んでいるのが実態ということも、御認識していただきたいと思えます。

確かに、保育所への指定管理者制度導入に関しましては、他市町に比べて若干のおくれをとっていることは事実であります。これとて先ほど申したとおり、施設の老朽化が大きくネックとなっているところから、今後、保育所の統廃合に伴い、施設の更新が進めば解決できるものと思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

次に、道路の質問でございました。

町道荻市子浦2号線の整備計画につきましては、昨年の9月議会において、当町の財政状況も判断して、総合的な形での答弁をさせていただきました。現在の状況につきましては、依然として大変厳しく、今ここに実際実施している道路整備事業を継続したまま、さらに新規に道路整備事業に取り組むということは、非常に難しいと考えております。

御質問の町道荻市子浦2号線の整備計画につきましては、現在、5カ年計画で取り組んでおります。道整備交付金事業が平成23年度に完了することから、平成24年度以後、この道路の計画を取り入れていくような方法で検討しているのが現況でございます。

もちろん、これとて、現在の道整備交付金事業にまさる有利な補助事業が平成24年度以降もあり、この事業採択を得ることが大前提となるところから、今後も有利な補助事業の情報とその採択に向け、鋭意取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

以上です。

議長（近岡義治君） 副町長 中江 映君。

〔副町長 中江 映君 登壇〕

副町長（中江 映君） 2番 柴田議員の御質問に御答弁をさせていただきます。

まず、行財政改革の推進ということですが、この点につきましては、本年3月26日に行財政改革審議会を開催いたしまして、これまでの2年間の取り組み内容と進捗状況、そして平成20年度に取り組む内容につきまして、21年度以降の計画もあわせて報告し、いろいろと御意見を聞きながら了解を得たところでございます。

それを受けまして、その会議資料等につきましては、4月3日付で町のホームページに掲載いたしております。

さらに、議員の方々には、5月の臨時会において資料をお示しし、町民の皆様に対しましては、広報6月号に行財政改革のこれまでの取り組み状況、今後の実施予定について概要を掲載し公表いたしました。

また、今年度は、5カ年計画の行財政改革大綱を制定して中間年、3年目に当たるころから、これまでの進捗状況などを点検の上、新たな課題や数値目標の設定など、必要とあるならば修正・改定を行っていきたいというところから、ことし5月に庁内全部局に対しまして、行財政改革調書の作成を指示しました。あわせてヒアリング等をその後実施し、去る9月1日に、私を本部長とする行財政改革推進本部会議を開催いたしました。

今後は、この会議の結果を速やかに取りまとめるとともに、遅くとも来月中には、行財政改革審議会に諮りまして御審議をしていただきたいと、こういうことも考えております。

なお、この審議会結果につきましても、町ホームページ等を通じ、速やかに公表を行っていきたいと考えております。

また、行財政改革審議会の内容につきましては、大変デリケートな議員さん方の御意見の声も出ることも想定されます。そういう点での難しい面もあるかも知れませんが、できるだけ報告はさせていただいて、これまでの会議資料のみということは避けていきたいなど、こういうことも考えております。

今後は、いろいろと目標を掲げております。速やかに実現をする必要が求められております。そういうことで今後検討を重ねていきたいと考えております。

最後に、現在、町民からの町政に対する御意見を聞く方法といたしまして、まちづくりレター、あるいはホームページへのメールということの方法としてとっておりますけれども、これとて私自身思いますが、どちらかというと待ちの姿勢ということを否めませんので、さらにその意見集約についての方法について検討する必要があると認識いたしておりますので、今後はホームページの作成、あるいはそれに対するソフトの機能、それから職員の対応、それぞれまだ不十分でございますので、あわせてこの点についても研修等を

しながら、いい形をつくってまいりたいとこう考えております。

それと、最後の指定管理者についての、行財政改革本部長としての推進体制についての御質問につきましては、今ほど町長答弁にありましたように、保育所というのが前提になっておりますけれども、あわせて他の施設についてもどういふものを導入すべきか、また担当所管課とも協議しながら、そういうデータも収集しながらやっていきたいと。

保育所につきましては、既に他市町でも導入いたしておりますので、その辺の問題点があったのかなのか、あるいは手続上どうしていけばこれからいいのか、こういうことも含めて、早速そういう状況把握を含めて関係所管課に指示をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 今ほどの町長の答弁及び副町長の御答弁については、一定の理解はいたしますけれども、その中で幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、いわゆる行政改革の進捗状況の公表とか、意見反映の部分につきまして、副町長から御説明がございましたけれども、実際に審議会が開催されたのが先ほど26日とおっしゃったかと思いますが、29日ではないでしょうか。それで、29日だとすれば、実際にホームページに掲載されました会議資料というものの日付が26日なんですね。そうしますと、審議会でいろんな審議がされたその結果が、ホームページ上公開された会議資料の中に反映されていないのではないかというのが一般的な考え方ではないですか。

確かに、ホームページに出たのが4月3日だったと思いますが、審議会が開かれた以前の日付のものが出ておるということは、審議会の内容は何ら反映されていないのではないかという疑問がまず出ることであります。その辺のことについて、どういうふうにお考えになるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、町民の意見が反映できる仕組みというのは、例えば、その行財政改革のいろんなものが出るとすれば、その中でおのこの項目について、あるいは全体でも構いませんが、ホームページの上で意見を求めるような仕掛けがあってもいいのではないかと私は思うんです。その部分についても、やはり御検討いただかないと、町民の意見が本当に皆さんのところに届くのかどうか。そこをやっぱりきちっとしておかなければいかんのではないかなと、自分としては思うわけであります。

それから、副町長について先にもう一件お聞きしたいわけですが、先ほどのいわゆる指定管理者制度の導入の推進体制につきましてですが、この件につきまして、担当がどこのか正直言ってわかりません。聞きましても、それはAという課じゃないか、いや、それはBじゃないかとお互いにそうおっしゃっておいでるわけですが、そこについても、やはり制度の担当がどこのか、きちっとした中でやっていかないと、取りまとめるにしても、担当が取りまとめてしかるべきであって、別の課が取りまとめるということ自体も、非常に異質ではないかなというふうに私は思います。そういう部分からいけば、やはりきちっとした対応こそが大切なのではないかなと私は思います。

そして、次に、町長の御答弁の中の部分でございますが、確かに、その制度ができた15年6月の自治法の中身についても、私は一応調べました結果、言われるとおりでございますけれども、しかし、だからといって、今まで外郭団体がやっていたものについてはどうするかというのは、確かに18年の9月までにどうするかということをしなさいということは書いてございます。ですけれども、それがあからといって、うちの町にある施設が相当な数あるわけでございますから、それについても、やはり足元を見てきちっと対応して、本当に指定管理者としてできないのかどうか、何が問題があるのかということもきちっと見た中で考えていかなければ、この指定管理者制度の導入というのが、本当に保育所だけでいいのかどうかと疑問を感じるところでございます。

そういうことも含めまして、先ほど副町長もちらっと、他の施設についても云々ということがございましたけれども、きちっと見直しをされて、少しでも経費の縮減が図れるものがあればやっていくことが大切なのではないかなと、こう思っております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 副町長 中江 映君。

〔副町長 中江 映君 登壇〕

副町長（中江 映君） 柴田議員の再質問につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、おわびになるかもわかりません。日付の関係については、私もちょっと確認不足で、再度私なりにまた見させていただいて整理したいと、このように思います。

それから、ホームページに、確かに私も見ますと、呼びかけというか、どこそこへ意見をくださいとか、そういうことにはなっておらないようですので、その点、先ほど申し上げましたように、ホームページそのものの作成の手法も含めて、待ちの姿勢じゃなくともっと意見を出していただけるような体制を確立できるように努力させていただきたいと思

います。

それから、指定管理者のことにつきましては、大筋おっしゃるとおりだろうと思います。ただ、おかれておるといふことについての問題点はあるにしても、それぞれの保育所だけでなくといふことでお答えさせていただきました。関係のほうへも指示をしていきたいと思っております。

それから、所管がどこなのかといふことで、確かに御指摘のとおり、私自身も今回のこの御質問を受けながら、担当課との話の中で、どうも行き違いなものもあったように聞いておりますので、その辺も含めてしっかりと窓口を1本にして、もちろん関係の課については、担当も含めて入る必要がありますので、その辺の縦じゃなくて横の連絡もできるように早速検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 次に、1番 萩山恭子君。

〔1番 萩山恭子君 登壇〕

1番（萩山恭子君） 主な幹線道路網の整備、それに伴うまちづくりについて質問をさせていただきます。

道路網の整備といふことは、住民の日常生活が快適に過ごせるために必要な事業でございます。しかしながら、昨今、必要でありながら、必要な道のために大切な税金が使われていないという情けない報道を聞きますと、大切な道路のためにでさえ予算をかけること自体が無駄遣いのようなとられ方をして、ともすれば一部で極端なアレルギー反応を感情に見せることもメディアを通じて見受けることがございます。

大都市とは違い、宝達志水町は山あり、谷あり、平地ありと、その状況に応じて道づくりも多機能に整備されねばなりません。道路が十分に機能していない、また、本当に必要な道が計画実行できない地方自治体にとっては、まことに歯がゆい思いがいたします。道はただ走るだけ、歩くだけのものではなく、産業、文化、観光に多大なる影響をもたらします。人間の心の交流が広がり、また、隣市町、他県との協力や自治体同士の向上・発展にも大切な事業でありますことは、何らこのことに変化はないと存じます。

ただ、環境問題について考えを及ぼすならば、やみくもに道路をつくれればよいというものでもございません。環境の著しい変化は、日を追うごとに地震やゲリラ豪雨、動植物の生態系の変化と激しくなっていくばかりでございます。これらすべての原因が、道をつくり、車社会となったことであるというわけではないのですが、やはり人間の幸せで快適な

生活の一つの形として、いにしえより道を求め続けてきた結果、今バランスが保てなくなり、みずからの快適な生活を失いつつある環境に、少なからずとも影響を及ぼしていることは、真摯に受けとめなければならないと思っております。

今、日本だけでなく、世界じゅうが著しい自然環境の変動により物価が高騰し、また、自然災害に遭い、言わば食料難民と被災難民のダブル難民になりつつあることは、まさにバランスのとれなくなったトンボがやっと飛んでいるような状態かと思っております。

ですから、どなたかが自然が悲鳴を上げていると言っておられましたが、そういうとらえ方もございましょうが、それは人間が地球の主人公になって物事を見ている感覚ではなからうかと思わせていただいております。むしろ悲鳴を上げているのは人間のほうではなからうかと。早く愚かさに気づけよと身をもって教え導いてくれているのが大自然ではなからうかと思わせていただいております。

さて、そういった観点から考えますと、改めて必要な道路とはどのようなことをいたすべきものであるのか。また、既存の道路で今後さらに生かして活用していくためには、どのようなまちづくり構想をその都度見直していくか。この微調整、バランスをとることが非常に大切なことに思われます。環境問題に照らし合わせ、今後の道づくりをどのように思われますか。所信をお伺いいたします。

また、今宝達志水町には、主な幹線道路として国道159号線、249号線、471号線が通っております。国道159号線は、羽咋道路の事業着手のめどが立ち、期待されるころではございますが、宝達志水町管内の交通量はここ最近、大型貨物車が目立ち、249号線とともに約1万台が1日に行き交う現状でございます。特に159号線沿線に住民生活を営む方々のすぐ前、玄関先を多くの車が行き交う現状は、随分前から深刻な問題でございますけれども、今後計画が着手されるまでに20年後とも30年後とも、さまざまな予測を耳にいたします。今後の見通しをぜひともお聞かせください。

また、広域農道が杉野屋から散田、針山、山崎、坪山、森本へと整備されておりますけれども、159号線、249号線と同様に、南北をつなぐ効果を期待した道路であると思われまますが、この道路によって国道利用者の特に運搬流通車両数の緩和につながるとお考えでしょうか。農業基盤整備の事業としての効果のほかに、公共交通の利便性の見地から見れば、どのようなことが期待される道であると思われませんか。ございましたらお考えをお聞かせください。

ところで、宝達志水町は石川県のほぼ中央の位置にあり、人間の体でいえばちょうどへ

そのあたりでございます。地図をよくよく見ておりますと、今この町は大変重要な位置にあるのだと思っております。といいますのは、富山県高岡市、氷見市と産業の中心地へ、石川県のどの市や町より短距離でつながっているということでございます。

また、東海北陸道の開通、能越自動車道の整備、415号線の整備等により、岐阜、名古屋と中京工業地帯あたりまで交流のルートは広がっております。石川県のへそである宝達志水町は、その日本の本州のへそである地帯ともつながっている、すばらしいかなめの位置にあるのでございます。また、宝達志水町を起点として、北にも南にも物流を運搬・搬送できる拠点地の産業が発展していかれる条件に恵まれているのではないかと考えております。

そこで、この町の地理的条件や既存の道路、また、整備されつつある幹線道路を最大限に生かすまちづくりに考えをいたすならば、中能登以北の市や町にはない、この他県との短距離でつながっている道路が宝達志水町地内や地内近くを横断していることは、今後の産業、文化、人間の交流の発展に大きく寄与する重要な道路であると思っておりますが、杉野屋地内にありますNTN宝達志水製作所をかすめ取っていきます415号線を、最大限に生かすまちづくりへのお考えがあるのでしたら、ぜひともお伺いいたします。

また、415号線同様、他県へとつなぐ国道471号線についても、小矢部市、南砺市とその重要性ははかり知れないものがあります。旧押水を通る471号線の整備状況と、この幹線道路の効果を生かしたまちづくりをどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 萩山議員の質問に答えさせていただきます。

まず、第1点目、今後必要な道路の要件と、私の道づくりに対する所見を問うとのことであり、また、幹線道路を生かしたまちづくりをいかに考えているかという、大変大きな質問でございました。

そこで、道路というものを、まず、国家的に考えますと、道路はやはり国民の経済を支え、国民生活を維持し、さらに豊かな生活を実現するための基本的な施設だと私はとらえております。そこで、本町内にある道路すべては必要な道路であると考えております。さらに、今後必要となる道路とは、今ほど申したとおり、生活に密着する生活道路、産業振

興に資する道路、そして文化あるいはまた交流の発展につながる広域的な道路、そして、いずれの道路にいたしましても、事災害が発生した場合には、避難道路として役立つことが最大限の要件ではないかと考えております。このようなことから考えますと、今後、やはり当町の活性化に向けたまちづくりに連動した道づくりを目指さなければならないと、こう考えております。

そこで、御質問の、現在整備中の159号線、これも地域住民の皆さん方のまちづくりに対する熱心、そして隣の羽咋市との共同的な提言活動によりまして事業採択になりました。この事業採択後の経過については、後ほど建設課長から答弁をいたしますので、御了承賜りたいと思います。

先ほどの質問の国道415号を生かした、今後のまちづくりに対する考え方でございますが、現在、国道415号として整備中の羽咋市兵庫地内から、宝達志水町杉野屋までの区間については、平成21年10月完成を目指して、県当局も全力で工事を進めていると伺っております。

この沿線には、これまた本町の誘致企業であります株式会社NTN宝達志水製作所が、平成21年10月操業開始に向け、工場を新築中でありましてとともに、既に株式会社三協マテリアル、旧立山合金が操業しております。我が町にとっては、誘致企業がこの沿線に操業もしくは操業に向けて現在建設中であるということで、生活道路としてはもちろんのこと、産業道路、そして将来に向けては、やはりこの道路は大きく速やかに東に向け、富山県のほうへ向けて延伸していただかなければいけないと。そうすることによって、初めて能越自動車道、ひいては東海北陸道へ接続できると。そうなれば、やはり富山県あるいは中部圏への貴重な産業道路として、あるいはまた文化交流の道路として本領を発揮するのではないかと、こう考えております。

現在のところ、今後の計画はまだ未定だと聞いておりますが、この道路の東に向けての延長促進に向けて、羽咋市とスクラムを組んで取り組んでいかなければいけないと、こう考えております。この道路は、やはり我が町にとっては将来、能越自動車あるいはまた東海北陸道に一番近距離の道路でありますので、ともにこの道路の開通に向けて全力を挙げていかなければいけないのではないかと、こう考えております。

また、471号につきましても、現在は未改良のところがたくさんございます。現在この国道は県の管理の道路でございます。これも私ども、事あるごとにこの道路の早期改修、あるいはまた改善を要望しております。これもやはり、沿線には我が町の中山間地を通っ

ている道路でございますし、また、沿線にも石川県の施設として畜産総合センターもございますし、石川県立大学附属経営農場もございます。農産物の流通はもとより、これからは、やはりこういった農業関係の開発も十分に考えられる道路でございますし、これまた東海北陸道・小矢部インターから最も近いところにある道路でございますので、産業振興はもちろん、議員のおっしゃった文化交流にもつながる道路でございます。この町の活性化に向けた対策をやはり急がなければいけない、こう考えております。

道路につきましては、現在、公共工事の道路関係については、全国的にもかなり厳しいところがございますが、先ほどから財政の厳しい中でも、町の道路の整備につきましては、有利な財源を求めて道路整備を続けていきたいということで考えておりますし、また、沿線の道路を生かす方策につきましても、今後各方面からこういった道路をいかに使って町の開発が、あるいはまた町の活力が生まれるのかということ誘致企業、あるいはまた既存の企業も含めて検討してまいりたいと、こう考えております。

特に、やはり最近、中小企業が元気がありませんので、そういった方々の意見も踏まえながら、町民の意見を幅広くお聞きするような機会を設けて、しっかりとこの国道の利用計画を立てながら町の活性化に努めていきたいと、こう考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

議長（近岡義治君） 建設課長 土上 猛君。

〔建設課長 土上 猛君 登壇〕

建設課長（土上 猛君） 1番 萩山議員の御質問にお答えいたします。

まず、国道159号羽昨道路、羽昨バイパスでございますが、羽昨市の四柳から宝達志水町の宿地内までの12.6キロメートルの区間におきまして、羽昨市とともに国の関係機関に、事あるたびに要望活動を展開してまいりました。

その成果といたしまして、本年度の第1期工事として、羽昨市の四柳から新の国道415号までの6.7キロメートルが事業採択され、調査経費が計上されている状況でございますが、今ほど御質問ありました宝達志水町内を計画しています残り5.9キロメートルにつきまして、第2期工事エリアとして、一刻も早く事業認可をいただけるよう、地域住民とともにさらなる要望活動を展開している次第でございますので、御理解賜りたいと思います。

また、2点目の広域農道の整備によって、どのようなことが期待できるかという御質問ですが、この広域農道の整備につきましては、杉野屋地内から坪山地内の国道471号までが広域農道としての整備でございます。また、坪山地内から森本地内の河北縦断道路接続

までの工事は、緊急地方道路整備として実施しております。完成見通しといたしまして、広域農道としては21年7月末、緊急地方道路整備は21年3月末、また、全線開通は8月の予定と伺っております。

この広域農道は、農産物の流通の合理化を図るとともに、中山間地域の道路状況を改善し、日常生活における利便性の向上を図るということを目的とした道路でございます。その農産物の流通はもとより、新たな観光農園あるいは農産物の拡大など、特に里山地域の新たな産業の誘致並びに資源の有効活用を初め、人と物の交流など、多面的な機能を果たすものと大いに期待しております。

また、この路線が全線開通となりますと、七尾方面から金沢方面への通勤車両などがかなり走行すると思われます。また、町内の方々も金沢方面へのアクセス道路として利用が見込まれるとともに、国道471号へのアクセス道路としても期待できると考えております。

そういうことで、この広域農道も、415号あるいは471号へのアクセス道路ともこの道路を主に期待しておりますので、今後、やはりこの道路を生かしたまちづくりというものを、一体となって検討していきたいというふうに一応考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（近岡義治君） 1番 萩山恭子君。

〔1番 萩山恭子君 登壇〕

1番（萩山恭子君） 今ほど土上課長から御説明を受けた件について再質問させていただきますが、159号線の第2期工事を一刻も早くということで善処しているということでしたが、私先ほど質問した中に、20年後とも30年後ともという予測を耳にするということに対しての、具体的な原因、理由というものがございましたら、私はこの席で明確に言っていただきたいと思いますと思うんです。

そういう膨大な時間を要しなければならない要因はどこにあるのかということと、これからさかのぼって10年前ですね、この計画がなされてから10年たって、まだ全然なされていないということは、非常に住んでいる住民の方々も大変不安でございます。そうこうしているうちに30年もたったら、もうこの世にいないんじゃないかというような、そんな事態を考えますと、やはりこの10年の節目に、今、ただ一刻も早く計画を推進するために考えていると言うんじゃないくて、こういう事情があっおしてくれているということは、一つ住民に対しても親切な答弁だと思うんですがいかがでしょうか。

議長（近岡義治君） 建設課長 土上 猛君。

〔建設課長 土上 猛君 登壇〕

建設課長（土上 猛君） ただいまの再質問でございますが、私どものほうは、今国のほうに要望しているのは、私たちの今道路の第2期エリアというよりも、第1期エリアをいかに短縮して工事を完了していただけるかと。それも踏まえないと、結局第1期工事が終わって第2期エリアへ入るわけですので、第1期エリアをできるだけ早期に国のほうで予算をつけていただいて、早期完成をしていただきたいということで、私どものほうは、その第1期工事をとりあえず早く、まず完成していただくことを今要望、あわせて第2期エリアということでございますので。ただ20年、30年かかるのではないかと、そういったことを言われますけれども、今私どものほうは20年、30年はかからないという一応認識の中で要望活動を展開しておりますので、そういうことで御理解賜りたいと思います。

議長（近岡義治君） 次に、6番 岡野 茂君。

〔6番 岡野 茂君 登壇〕

6番（岡野 茂君） 私は、3点について町長に質問いたします。

1点目は、全国大会出場派遣に対する助成金交付要綱についてであります。

17日間にわたって熱戦が繰り広げられた北京オリンピックは、8月24日の閉会式をもって閉幕しました。日本のメダル獲得数は、金9個、銀6個、銅10個の計25個であります。選手の活躍に一喜一憂し、歓喜を味わい、スポーツのすばらしさを改めて実感した北京オリンピックでありました。

このオリンピックの放送番組の中で、内戦の続くイラクの選手や、太平洋の真ん中にある小さな島国の選手が異口同音に言った言葉が「私のオリンピック出場により、国民に夢と希望を持たせてあげたい」ということであります。この言葉を聞いて、我が町に例えれば、全国大会に出場する選手も同じことが言えるのではないかと思います。

町の助成金交付要綱では、助成の対象とする費用は、交通費及び宿泊費とし、次に定める額を限度としています。一般成人による団体1人につき1万円とあるが、仮に札幌に全国大会があるときは、富山空港を利用して往復7万5,280円。九州博多の場合は、小松空港を利用すると7万1,500円であり、この1万円は余りにも少ない金額であります。きらりと光るまちづくりのためには、地域別に応じた助成が必要と思われませんがいかがですか。

また、過去3年間に全国大会に出場した種目と人数、助成金を問います。

2点目は、100年に一度の大洪水により、浅野川がはんらんし、多数の市民に損害を与えました。最近、ゲリラ的大雨が各地に起こり、多大の損害を与えています。本町におい

ても、各河川の雨に対する防災対策がどうなっているのかを問います。

3点目は、地球温暖化について質問いたします。

主要国G8のほか、合計22の首脳が集まった北海道洞爺湖サミットが7月9日閉幕し、最大の焦点となった地球温暖化対策では、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を、少なくとも50%削減するという長期目標でG8は合意しました。

しかしながら、現在、海水温度の上昇による漁獲量の減少、異常気象による農産物の減少、あるいはヒマラヤ山脈、アルプスの万年積雪の減少、旧ソビエト連邦やグリーンランドの永久凍土、あるいは北極海の氷の凍解などによる海水の上昇、地球各地に起こる大規模な干ばつや洪水など、地球温暖化は人類の存続にかかわる最重要課題として、私は世界の一人一人がこの問題に対処していかなければならないと思いますが、町長の見解はどうであるのかを問います。

また、地球温暖化の原因である二酸化炭素の削減について、町ができる施策、事業や家庭に対する補助金制度などを含め、あるいは各家庭でできる削減には何があるのかを問うて私の質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） それでは、6番 岡野議員の質問にお答えいたします。

第1点目の全国大会への一般成人選手に対する派遣費について、学校教育活動に対する派遣費と比較して大変低いということでの質問ではないかと思えます。

学校教育活動に位置づけられる全国大会への出場に対しては、町が学校設置者としての義務と責任を果たす意味からも、応分の支援を行っております。

また、生涯スポーツ分野での全国大会への派遣補助につきましても、平成19年度までは交通費、宿泊費等について、定額で補助金を出しておりました。

現在、町を挙げて取り組んでおります行財政改革の一環として、近隣市町の状況をも参考にした結果、平成20年度から生涯スポーツ分野における補助額を、児童・生徒の場合は引率者を含めて2万円、一般成人については、選手1名につき1万円を補助するといったところでございます。御指摘のとおりです。

今さら申し上げるまでもなく、町民の皆さんが県代表として全国のスポーツ大会に出場されることは、御本人はもちろんのこと、町にとっても大変名誉なことであります。町といたしましても、これまで出場に要する交通費、宿泊費等を参考に定額で補助してきたと

ところでございますが、今ほど申したとおり、財政等も十分に考慮し、そして後ほど、生涯学習課長から、近隣市町の参考にした一般成人に対する補助額の調査結果を説明させますが、本町の一般成人に対する1万円という補助額自体は、近隣市町と比較して決して劣る数字でないことと私は思っております。何度も申しますが、財政状況を十分に判断して、この平成20年度からの条例改正を行ったわけでございます。御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の当町における、各河川に対する防災対策についての質問でございます。

今ほど議員のお話にもありましたように、近年は日本各地に、かつて経験したことの無い、それこそ100年に一度と言われるような集中豪雨が多発し、大きな被害が発生しております。

幸いに本町では、昭和50年以降、現在までの30年余りの間で、河川の大反乱と言われる大きな被害が発生した事例は、昭和51年8月、昭和53年8月、平成14年7月の3件しかございませんが、災害は忘れたころにやってくると言われるように、今後ともやはり気を引き締めて、防災対策に取り組んでいかなければいけないと考えております。

そこで、御質問の当町における各河川の防災対策でございますが、現在当町には、2級河川は12河川ございます。そして、これらの河川の整備状況につきましては、8年確率で、時間雨量については100ミリ対応となっており、御質問の100年に一度という集中豪雨に対応するにはほど遠いところから、万が一のこういったことに備え、ハザードマップの整備を初めとする防災対策のさらなる充実に取り組んでいかなければいけないと、こう考えております。

しかし、ハザードマップを1つつくるには、約1,000万円という多額の経費が必要になると伺っております。現在は県事業に頼るしかなく、まことに歯がゆく思っているところでありますが、もう少し経費のかからない簡易な方法で、町独自のハザードマップを作成すべく、現在検討中でございます。町独自の簡易的なハザードマップをまず作成するというので考えておりますので、しばらくの時間をいただきたいと、こう思っております。

なお、去る8月16日に発生しました日雨量でございますが、我が町では173ミリを記録しております。時間最大雨量52ミリという豪雨でありました。長者川が柳瀬地内においてはらんをいたしました。その折に、消防団長とともに私も町内の状況を巡回し、現地を視察したわけでございます。

また、このような防災対策の一環として、現在町がっております雨量測定、あるいは河川水位測定といった各種情報の収集、そして私が今ほど申し上げました、河川水位上昇

時の警戒体制の詳細につきましては、建設課長より答弁をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、地球温暖化に対する私の思いと、取り組んでおる対策につきましての質問でございます。

昨年12月、本町の議会において、これにつき詳細にお答えしたとおりでございますので、今ここで詳しい説明は省略させていただき、簡単にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、御質問の現在町が取り組んでいる、二酸化炭素排出削減策についてであります、町役場が一つの事業者として取り組む施策の一つとして、現在、役場庁舎の冷房温度は28 に設定する、暖房温度は19 に設定するといった、クールビズあるいはまたウォームビズの実践をやっております。

さらに、ごみの分別排出による減量化、あるいはまた使用済み封筒の再利用、昼休み時の消灯による節電などを実施しており、今後も町民の皆さん方の先頭に立って省エネ活動を実施してまいり所存であります。

また、二酸化炭素排出削減対策としての補助制度についてであります、現在、国・県それぞれにおいて幾つかのメニューを持っておりますが、我が町単独の補助金制度といたしましては、現在、廃棄物の資源化と減量化の推進策として、空き缶、古新聞を回収した団体に対する補助のみを行っております。

この制度に対する、今後の町の考え方といたしましては、これまでも幾つかありました補助金制度を縮小してきた経緯もあります。今すぐ新たな補助金制度の創設は考えておりませんが、今後補助事業の要望がございましたら、費用対効果をよく検証した上で、できるものがあれば取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、家庭でできる削減策についてであります、例えば、テレビなどの家電製品は主たる電源を切るとか、エアコンを適温に設定する、あるいはまた人のいない部屋の照明は小まめに消すなど、日々の生活の中で身近にできる省エネ活動を実践していただきたいと、こう思っております。

最後に、現在町が取り組んでいる自然環境の保全活動として、一例でございますが、水源の森づくりの一環としての広葉樹の植栽や、地球環境に対する教育活動として、小学校では、いしかわ学校版環境ISOを実施しており、また、本年度新たに、あゆみ保育所を対象に、エコ保育所モデル事業に取り組むたいと考えておるところであります。

そして、地球温暖化問題や、一人一人が実践できる省エネ活動については、今後もケー

ブルテレビ、ホームページ、町広報等を用いて十分に啓発活動を行っていききたいと、こう考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

町民の皆様方がこれらの活動に取り組み、その成果を結集することが有効な地球温暖化防止対策の一つであると考えております。これらの活動の実践に対し、今後とも皆さん方の御協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

説明数値が違っていました。下記のように訂正をさせていただきたいと思います。

河川の整備状況については、8年確率で、時間雨量については100ミリ対応と説明いたしましたが、50ミリ対応に訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（近岡義治君） 生涯学習課長 源 大恵君。

〔生涯学習課長 源 大恵君 登壇〕

生涯学習課長（源 大恵君） 6番 岡野議員より御質問のありました補助金の関係で、町長答弁にもありました、近隣市町の生涯学習課関係における一般成人の全国大会出場に対する補助金の状況、それと過去3カ年の出場種目及び人数と補助金額について御説明を申し上げます。

まず、最初に、近隣市町の補助の状況であります。七尾市から津幡町までの6市町の現況について調査をしております。

まず、最初に、七尾市でございますが、七尾市では選手派遣に対する補助金、これにつきましてゼロでございます。

それから、次に、中能都町につきましては、本町と同額の1万円を補助しております。

次に、志賀町のほうでございますが、これは大会開催地を5つに区分けをしまして、最高2万5,000円、最低が7,000円。これはその地区の距離によって決めておるわけでございますけれども、2万5,000円から7,000円としております。

次に、羽咋市であります。青年大会、スポーツレクリエーション祭、それから健康福祉祭の3つについて、1人に対し生涯に1万円を1回限りというふうに限定しております。そして、ほかの全国大会の参加につきましては、5,000円の補助をしております。

次に、かほく市につきましては、本町と同額の1万円を補助しております。

次に、津幡町でございますが、大会期間の日数割ということで、最高額1万円を限度としまして、1日1,500円の補助としております。

次に、過去3カ年間の本町から全国大会への出場状況について、延べ数でございますが報告させていただきます。

3カ年の延べ種目でございますが、15種目出場しております。参加人数につきましては、151名が参加しております。それから、補助額でございますが、603万7,000円の補助となっております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 建設課長 土上 猛君。

〔建設課長 土上 猛君 登壇〕

建設課長（土上 猛君） 建設課のほうから、6番 岡野議員の御質問にお答えしたいと思います。

町長答弁にございましたように、現在当町には、2級河川が12河川ございます。このうち6河川には、無人水位観測システムにより、リアルタイムに河川管理者、県のほうでございますが、県のほうに水位が報告されるシステムになっております。その6河川でございますが、大海川、これはかほく市の八野地内についております。それから前田川、宝達川、相見川、それから長者川、これは羽咋市の川原町のほうについております。それから子浦川、これだけの6河川でございます。この6河川にそういった無人システムが設置されております。

また、雨量観測につきましては、当町では押水庁舎と志雄庁舎の2カ所、県では、所司原地内と農業短大並びに宝達山の3カ所、气象台は坪山地内、それから国土交通省は宿地内にそれぞれ1カ所で観測しております。町内では合計7カ所で観測されております。

これらの河川水位及び宝達山、所司原、農業短大の雨量については、環境安全課に設置されております、石川県河川総合情報システムで随時確認することができるようになっております。大雨警報が発令された場合には、建設課、農林水産課、環境安全課の各課長補佐が志雄庁舎に参集いたしまして、石川県河川総合情報システムなどで状況判断の上、パトロールを実施し、状況に応じては担当職員の招集、さらには各課長に報告し、また、課長から町長、消防団長に報告する体制をとっております。

なお、先般8月16日のゲリラ的豪雨につきましては、降り始めの15日23時から16日の17時までに173ミリの雨量がございました。時間最大雨量は、16日0時から1時に観測した52ミリでございます。

そういうことで、この16日も課長補佐を招集いたしまして、また、町長に御報告し、その段階で長者川が実際にはんらんしたわけでございます。そういうことで、私どものほうは今、長者川のはんらんに向け、県土木と協議をさせていただきまして、早急な対応策と

ということで、近々、右岸、左岸両岸ともに現在40センチぐらいの土のうを積んで、そういったはんらんに対し少し対応してみようという形で、今協議した段階でございますので、近日中にはそういった土のうを設置したいというふうに一応考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

議長（近岡義治君） 6番 岡野 茂君。

〔6番 岡野 茂君 登壇〕

6番（岡野 茂君） スポーツの派遣の料金、私は趣旨は、大変、町では非常に補助金は何もない、何もできない、そういう中で出場する選手に対して、そういう夢と希望を与えるんだというようなことであれば、この沈静した町の人々に活力と勇気を与える、そういう意味で、他の市町村はどうでもいいんです。そういうところが少ないから、我々も少なくしたんだ、そういう思いではなかなか町民の心を得られない。だから少しは、600万円、非常にかかっていたかもわからないけれども、わずか1万円で行ってこいというのは、非常に私は酷な話だと、こう思っています。ですから、その辺のところを十分勘案して、もう少しどうにかならないものが、再度お伺いいたします。

それから、2番目の洪水の問題でございますけれども、旧押水町には宝達川というのがございます。宝達山に100ミリ、あるいは150ミリの雨が降ったときに一体どうなるんだろうか、そういったことを考えて、すべての川についてもどういう状況が起きるのか。先ほど町長からは簡易的なハザードマップ、私はそれでも十分結構だと思います。どの辺が悪いのか、順次監視しながら町民の安全と安心をつくっていただきたい、このように思います。そういう意味でも、そういう事態になったときにはどうなるのか、そういうことについて早急に簡易的なハザードマップをつくっていただきたいな、このように思うわけでございます。

それから、3番目の地球温暖化の問題でございますけれども、私はこれは必死に、真剣に考えれば、未来の子供たちに負担がかかってくるわけでございますので、いろんなほかのところがかうである、ああであると今まで言われているようなことを、とにかく配慮しながら、我々の自分たちの力で金がかからないでこういった問題に対処していける、そういったことを私はお願いするわけでございます。

そういう中で、例えば、太陽光発電にすれば額が出て補助金が出るとか、そういったこともあるでしょうし、ある自治体では公用車のかわりに自転車を、例えば公用車が5台

あれば、町内をそれで回っているのを近いところであれば、公用車を使わないで自転車で行くとか、そういったことをやっているところもあります。あるいは、特定の日に限っては徒歩通勤とか、あるいは公共輸送機関を使うとか、こういったようなお金を使わないで自分らでできる、そういったものがないのか。そういうことをやはり研究しながら、この問題について私は取り組んでいただきたいと、このように思っているわけです。

それで、そういったことについても、今私ホームページなんかを見てみますと、一切そういうことについては載っておりませんし、やはりこういうことがあれば、そういうことが可能だということも知らしめていただきたいと、このように思っていますけれども、その辺のところもまたお話しいたしておきたい。

それで、最後に、私の提案でございますけれども、例えばこの20年度でも21年度でもいいです。ことしでも結構ですけれども、先ほど町長の言われた建物の温度、あるいはそういったものを現在やっているんだということでございますけれども、今現在、ことしのCO₂の排出量がどれだけであるということで、そういうことをやることによって、来年はこれだけ削減できるんだというようなことができるのか、できないのか。

非常に大変な問題だろうとは思いますが、そういう例えば電気料では幾ら安くなったとか、そういうことでも私はある程度はできるんじゃないだろうか、このように思うわけでございますので、やはり年を通じて、過去にはこれだけだったものは、順次これほど削減したんだというような町独自のCO₂削減の効果を毎年比較検討していく、グラフ化するということも、私は他の市町村に先がけてこういうことも事業としてやっていただきたい、このように思っていますので、答弁をよろしくお願いいたします。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 岡野議員の再質問でございます。

再質問の中身は大変厳しい、難しい問題も多く含んでいたわけでございますけれども、補助金の問題につきましては、教育委員会でもまた検討していただくということで答弁をさせていただきます。

CO₂の削減問題でございますけれども、これは我々が取り組んでいる削減効果は数字に出せると思います。ただ、これがやはり日常、町民の皆さん方にもCO₂削減については十分に、我々も広報等を通じて、あるいはまたケーブルテレビ等を通じて啓蒙活動を行っていくわけでございますけれども、CO₂削減というものを数字にあらわすのは大変難

しい問題でございまして、例えば、ガソリンなんかはもう費用をかけて単価で運んでいるんです。CO₂を考えれば大変大きな問題があると思います。農作物についても、輸出はともかく輸入品はすべて運搬費をかけて取り組んでいるわけです。

例えば、外国が取り組んでいるパン、小麦、トウモロコシ等については、大きなやはりCO₂が含まれていると思いますし、なかなか数字にあらわすのは難しいと思いますけれども、町が取り組んでいる、先ほど申されたクールビズ対応、ウォームビズ対応のそういった問題についての数値ならば出てくると思いますし、これはもう町が使っているものを計算すれば出てくると思いますけれども、日常のそれぞれのCO₂の削減というものは、数字にあらわすのは大変難しいと思います。それぞれの個人家庭でCO₂排出量を計算するということになれば、一つ一つ大変難しい問題があると思いますけれども、しかし、これはやらなければいけない問題ですので、そういったことも含めて検討、勉強していきたいと考えております。

それから、ハザードマップ、これは先ほど簡易的な形でと申したのは、町独自でできる簡易的なハザードマップを作成して、皆さん方に示していきたいと。これは全く簡易的なものでございましてけれども、やはり1河川について数百万円かけるというのは、私どもの財政上、大変厳しいわけでございます。自前で何とかクリアできるような方法での検討をしていきたいということで答弁させていただきました。よろしく御理解賜りたいと思えます。

以上です。

議長（近岡義治君） 教育長 田畑武正君。

〔教育長 田畑武正君 登壇〕

教育長（田畑武正君） 生涯学習関係の、全国大会に出た場合の補助金の再質問でございます。

先ほど町長のほうからも答弁ございましたが、また、説明を生涯学習課長よりいたしております。従来は、他町にまさるといいますか、それよりも多くの補助の手だてを本町はやってきたわけでございます。そういうことで、事ここに至りまして、すべてのことをそういう点で見直すと、そういう事態になりまして、見直した結果が七尾市から津幡町までの他町の事例に従ったと、こういう結果になったわけでございます。

スポーツそのものをどうとらえるのか、どう考えとるかということは、人一人一人の考えでございます。私もスポーツをやってきた一人としまして、スポーツはあくまで自分の

ためにやる、そういうぐあいに認識いたしております。その結果、全国大会、オリンピック、全日本選手権、世界選手権等々へ出れるチャンスをちょうだいした場合には、それ相応の団体、地域からの支援は当然起きてくる、いただくと、こういう形で現在の競技スポーツ面は実施されておるといふぐあいに思います。

健康づくりのスポーツ面、これも重要な国の施策であり、町としても重要なことかと思えますけれども、健康づくりに関しては、国体とかそういうものと違いまして十分な支援をできないというのが、これはどこの市町もそういう状況でございます。したがって、健康づくりは町にとって大変重要なことではあるけれども、どうしてもそういうところで差が出てくるというのは、いたし方ない現状があるといふぐあいに思っております。

またこの後、委員会として検討いたしまして、幾らかそういう点で向上できるという道が見つかれば、そういうものを模索して対応したいといふぐあいに思っておりますが、現状といたしましては、ちょっとこの状態から一歩前進するというのは、何か難しいような気が、私は個人的にはいたしております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 6番 岡野 茂君。

〔6番 岡野 茂君 登壇〕

6番（岡野 茂君） 今、大変そういうことについては非常に難しいという話でございますけれども、現実には選手の方で「私は今後、町からの補助がない場合は、金銭的な家の余裕もないですから、どれだけ一生懸命しても出れないものであれば、全国へ行く資格があったとしても私はやめます」という方が実際においでるんです。そのことを十分加味しながら考えていただきたいと。返答は要りませんけれども、そういう事情があるということと十分認識していただきたいと、このように思います。

議長（近岡義治君） 答弁要りますか。

〔「要りません」という声あり〕

議長（近岡義治君） いいですか。

それでは、会議の途中でありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分とさせていただきます。

午後12時21分休憩

午後1時10分再開

議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、3点にわたり質問いたします。

まず、今年度中に見直しがされて、来年4月に新たに実施される介護保険事業計画についてであります。

今度が第4回目の、すなわち3回目の見直しの計画づくりについてであります。保険料や事業計画など、3年ごとの見直しが行われる介護保険制度で、平成17年度の見直しで一体何が起こったのかの共通認識が、これからつくられていく事業計画に重要だと考え、質問いたします。ただ、問題の根本には、国が介護保険に支出していた国庫補助が2分の1から4分の1に減らされたことから起きたものだと考えております。

まず、平成17年度会計で第1に起こったことは、食費、居住費の全額自己負担化による負担増に耐えられない高齢者が施設を退所したり、ショートステイやデイサービスが利用できなくなるという深刻な事態が広がったことでもあります。介護保険の施設サービスの給付費が落ち込んでいることにもあらわれているのではないのでしょうか。

第2に起こったことは、深刻な介護取り上げが起きたことでもあります。要支援1、2と判定された人が利用する新予防給付の訪問介護では、介護保険が使えるのは、本人が自力で家事などを行うことが困難で、家族や地域による支え合いや、他の福祉施策などの代替サービスが利用できないときという条件が設けられたことによるものであります。そのため、介護保険の利用を断られたり、あきらめたりした人も少なくありません。

しかし、これは昨年、平成18年10月18日の地域包括支援センターの意見交換会で、国側が介護予防サービスの実施上の留意事項についてを公表いたしました。

そこでは、定額報酬については、平均的なサービス供給時間をもとに報酬水準を設定したものであるが、個別の利用者に対するサービス供給時間については、平均にとらわれて画一的にすべきでない。また、個別の利用者の状況に応じた必要なサービス量を提供することが求められるとしました。家事援助サービスも、個別のケアマネジメントによる判断を経て、その必要性が認められれば介護予防、訪問介護サービスが提供されるものであると強調しました。そして、地域包括支援センターは、利用者の状態を踏まえない過少サービスや画一的サービスなどの不適正なサービスが行われている場合は、これを迅速に把握

し、早急に介護予防事業者と調整の上、適正なサービス供給がなされるような措置を講じなければならず、としています。地域包括支援センターの努力でも改善しない場合は、市町村や都道府県にも是正指導の責任があることを明確にしています。

さて、これが徹底できていたのでしょうか。また、国の基準でも決まっていないことを、自治体が勝手に規制することがやられていることが多々あります。例えば、介護保険の訪問介護サービスのうち、掃除や洗濯、炊事などの生活援助が利用できるのは、原則として独居世帯とされており、しかし、この原則は、国も同居家族に疾病や障害がある場合を初め、日中にその方が独居である場合も求めているのであります。これを許さないというローカルルールなどが存在しているのが事実であります。

第3に、介護報酬の低さと相まって、介護基金がふえた原因ではないでしょうか。介護に従事するある青年は、結婚を機に介護職をやめました。それは、介護職を続けていけば、生活ができないとの理由でありました。

第4に起こったことは、高齢者を取り巻く経済状況が、この間大きく変わってきたことであります。収入が変わらないのに、所得が大きく減っていることであります。これにより、介護保険利用に及ぼす影響もあるのではないのでしょうか。

今紹介したことは、この町を含め、介護の現場で普通に起こっていることなのであります。本当に異常であります。これをどう来年度からの介護保険の事業に結びつけていくのが重要だと考え、質問いたします。

まず、平成19年度の介護保険特別会計で、基金積立金が3,300万円であります。これがどうやって生じたのかお答えください。ちなみに、この額は、75歳以上の第1号被保険者の方々にとっては、1人当たり1万5,000円の保険料引き下げの額に当たります。保険料の減額、免除の制度を考えていないのかどうかも加えてお聞きいたします。

次に、介護福祉サービスを担う人材は足りているのかという問題であります。

先ほども指摘しましたが、不足しているなら何人不足しているのか。不足の原因をどうとらえているのか。そして、介護保険第4次計画、以下計画と称しますが、にこのことをどう反映していきたいのかをお聞きいたします。

次に、当町で介護保険を利用するにおいて、先ほど紹介したような国の基準でも決まっていない利用規制が行われなかったと言えるのかどうか。あるとしたなら、今後計画にどう反映させていくのかお聞きします。

次に、介護認定に絞ってお聞きしますが、これは厚労省はどんな見直しをしようとして

いるのか、それについてどうしていくつもりなのかをお聞きします。

次に、厚労省が2012年、平成24年に介護療養病床を廃止せよとの命令をしておりますが、志雄病院の介護療養病床に入院されている方で、経管栄養を利用している方は何名か。また、この方々が療養病床廃止によって、次に利用できる施設はあるのかどうか。療養病床廃止で新設される介護療養型老人保健施設に、そのまま経管栄養の方が転移できるのかどうかお聞かせください。できないならどうするのかもお聞かせください。

次に、計画づくりのあり方についてであります。

これには、介護保険を利用されている方々の、より多くの要望の把握と、専門家の方々の問題指摘を反映させていくことが重要だと考えます。策定委員会はどのような運営をしていこうとしているのか、この問題の最後に町長にお聞きするものであります。

次に、町財政の現状と対策についてお聞きいたします。

地方公共団体の財政健全化に関する法律による、指標づくりのための平成19年度決算のそれぞれの指標と県内順位をお聞きいたします。今回、この法律の特徴は、私は指標に起債制限比率が薄められたということ、なくなったということ。つまり、国が後で地方交付税で借金の一定割合を返してあげるから公共事業をやりなさい、そう言って、公共事業の強制的とも言える推進を地方に押しつけてきたことの責任をあらわす数字を、表に出さなくしてしまったのではないのでしょうか。

政府に余りにも従順に従って、どんどん公共事業を推進してきた旧両町、そしてそれを推進してきた行政と議会、そして合併後の宝達志水町、このことが政府の三位一体という地方泣かせの裏切りに遭い、それぞれの指標の悪さとしてあらわれているのではないのでしょうか。ここへの反省が求められているのだと思います。いかがでしょうか。ちなみに、平成18年度の起債制限比率は、19自治体中、宝達志水町はいい方から数えて、県内で7番目であります。

さて、ここでどのような効率的な財政立て直しが求められているかを検討してみたいと思います。産業連関表を利用し、検討したいと思います。

産業連関表というのは、1年間に各産業部門がどれだけの原材料、労働力を投入してサービスや産業、家計、輸出等にどのように配分されたかなどの点を、すべての産業について統一的に把握するものであります。その中で、産業分類として、社会保障部門、医療・保健部門、公共事業部門などがあります。これを抜き出して産業関連を解析することができるのであります。産業連関表の所管省庁は、総務省を窓口にして各省庁に及んでいます。

これを県レベルや市町村という自治体レベルで、この産業連関表を活用しているケースがふえてまいりました。目的は、社会保障の経済効果を改めて見直す、公共事業と比較するということであります。インターネット上でも、この産業連関表を利用している自治体の連関表が紹介されています。

それを見ますと、各自治体の社会保障、医療・保健の経済効果として、生産誘発額は公共事業と社会保障はそれほど格差がありませんが、過半数の自治体が社会保障の方が上回っています。また、雇用誘発効果は、いずれの自治体でも社会保障の方が公共事業の2倍から3倍上回っております。特に女性の雇用が大きいのが特徴であります。また、粗付加価値誘発額、経済効果ですが、これも公共事業より3割から4割高いのが社会保障の特徴であります。

ここで、あえて誤解のないように一言言っておきますが、私は公共事業そのものを敵視しようとは思いません。町民生活に密着した生活道路や上下水道、社会福祉、教育施設など、生活密着型の公共事業はまだまだ貧弱だと思います。それにもかかわらず、国の不況対策という偽りの音頭で始まった公共事業最優先路線、我が宝達志水町を含め多くの自治体を財政逼迫に陥らせてきました。その陰で社会保障費や社会福祉費、教育費が削られていっております。

しかし、かつて国は、厚生白書で、社会保障が経済成長にマイナスという一部の考え方に対して、果たしてそうかと反論しておりました。経済成長には図りがたい効果を持つということに着目するならば、社会保障の充実は一瞬もこれをためらうべきでない。経済成長という角度から見ても、社会保障を充実することの必要性は、我々の考える以上に大きいとまで厚生白書で論及していたのであります。

また、平成7年度の厚生白書を見てみましても、最近では医療サービスは単なる消費財以上の価値がある、すなわち人的、社会的便益をもたらす投資的側面を持つサービスと認識されていると言っています。ところが、厚生労働省や政府の現実は、やっていることはそうはなっていないのであります。わかっちゃいるけど改善できないという状況ではないでしょうか。

さて、不況にも経済成長にとっても、地域への貢献度からいっても、公共事業より優先とされている社会保障や社会福祉への重点的な予算配分が来年度から必要だと考えますがいかがでしょうか。

最後に、町内の雇用促進住宅の問題についてお聞きいたします。

全国で14万戸、35万人が住む雇用促進住宅を全廃するという方針のもとで、入居者の入居契約打ち切りが現在進められています。雇用促進住宅は、建設当初の目的の移転就職者向けから、仕事と住まいを求める人たちを対象に拡大されてきました。そして、国の住宅政策5カ年計画にも位置づけられてきました。当時は雇用促進住宅事業団という国の事業でありましたが、当町の2つある雇用促進住宅は、大ざっぱに言えば町営住宅の代替という位置づけでも、土地の提供や建設にも町として協力してきた歴史があります。

しかし、特殊法人改革の中で、国は住宅の建設管理から撤退し、全廃させ、売却する方針が最近になってとられ始めました。それでも、当初は30数万件という規模の大きさや居住権などの問題を踏まえ、30年間をめぐりと一定の年月をかけることを明記し、居住者に対して配慮してきました。ところが、平成17年度の規制改革・民間開放推進会議第2次答申で、この30年かけてという方針を撤回し、できるだけ早期に廃止すると変更してしまったのです。ことし4月には、一挙に全住宅の半分程度まで一方的に廃止決定してしまったのであります。

今回の突然の退去を求める通知に、居住者からは「通知の紙1枚で何の説明もない」、「町営住宅は入れないし目の前が真っ暗」、「民間は高くて今の収入ではとても移れない。ホームレスになれというのか」との怒りの声が寄せられています。

さて、町長及び関係課長にお聞きします。

政府は、雇用促進住宅をことし4月に一挙に半分程度廃止決定してしまい、これから入居者に退去通知を順次送るようにしていますが、我が宝達志水町にある2つの雇用促進住宅は、その半分の廃止決定住宅に該当するかどうか、まずお聞きします。

次に、入居者の実態を町がつかんでいるのかどうかお聞きします。

私が調べましたところ、非常に簡単な通知が事務的に入居者に渡されています。しかも、手続さえすれば、ずっと住み続けられるかのような印象を持つ通知であります。この通知が半年先に出ていかなければならない、そういう内容証明つきで送られているのであります。入居者の声をどうつかんでいるのかお聞きします。

また、入居者のための相談窓口を住民サービスとして設置する必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、議会もそうですが、町は早急に厚労省や雇用開発機構に、一方的な雇用促進住宅の廃止決定を白紙に戻すこと、入居者の事情を最大限考慮し、一方的な入居者退去を強行しないこと、転居が困難な入居者には、入居継続を認めることを求める必要があると思

ますがいかがでしょうか。町長に求め、質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 12番 小島議員の質問にお答えいたします。

それぞれの質問の中で、担当課長から答弁をいたす件もあったわけでございます。私に対する質問について、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の介護保険に関する御質問ですが、これは議員もよく御承知のとおり、現在の介護保険制度は、平成12年4月の制度創設以来、ことしで9年目となりました。この間、介護サービスの利用者も、在宅サービスを中心に急速に拡大しており、今や介護保険は、高齢者の安心と安全を支える仕組みとして、町民に完全に定着したものと私は考えております。

そんな中、国においては、本格的な高齢化社会の到来に的確に対応すべく、介護保険制度の継続と安定化の確保、そして明るく活力ある超高齢化社会の構築、そしてまた社会保障の総合化という3つの基本的視点のもと、平成18年4月に介護保険制度の改正をいたしました。

本町においても、この改正を受け、介護保険制度の安定的運営を図るとともに、介護予防事業にも積極的に取り組むなど、高齢者ができる限り自分のお住まいにおいて、自立した生活を営むことができるよう、現在まで取り組んできたところであります。

そこで、御質問の平成21年度からの第4期事業計画の策定に関しての考え方がありますが、これまた御質問にもありましたように、利用者の御要望や専門家の問題提起を十分に吟味の上、反映させることは当然のことだと考えております。

そして、この第4期事業計画を平成21年度からの3年間、本町における本当に頼りになる事業計画として、皆様の御期待におこたえできるものとすべく、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。また、来る3月議会には、この介護保険事業計画とともに介護保険条例の改正案を提出したいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、第2点目の現在の町の大変厳しい財政状況を打破するためにも、社会福祉や社会保障に対し、財源を重点配分することが重要ではないかとの御質問でございますが、幾度となく御説明申し上げておりますように、財政逼迫時の財政運営のかなめとなります我が町の財政調整基金がほぼ底をついた状況であります。平成21年度の予算編成に際しまして

も、すべての事業が見直しの対象となると考えております。

そこで、御質問の社会福祉や社会保障の充実策を含め、すべての事業において費用対効果を最優先に考え、いかにしたら町民の皆さん方のためになるかを吟味した予算編成にしたいと、こう考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、雇用促進住宅に関して3点にわたって御質問がありました。

まず、第1点目の厚生労働省や雇用・能力開発機構に対する、廃止決定の撤廃に対する要請についてであります。この廃止決定は、議員も御承知のとおり、平成13年12月に行われた特殊法人等整理合理化計画の閣議決定を受けてのことであり、私といたしましては、この閣議決定は大変重いものと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

いかに閣議決定といえども、やはり一方的に入居者に立ち退きを迫るということは、できるわけでもないところから、退去時期につきましては、雇用・能力開発機構から入居者に対し、事前に案内がされ、それ相当の猶予期間を設けていると伺っておりますので、入居者の方々にはそれぞれ自己責任のもと、適切に対処していただけるものと私は思っております。

なお、町といたしまして、入居者の御希望に応じ、町営住宅への入居相談や、あるいはまた宅地分譲地のあっせん等を行っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

その他の質問については、それぞれ担当課長より答弁をいたします。

議長（近岡義治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） それでは、小島議員の介護保険第4期事業計画についての御質問にお答えいたしたいというふうに思います。

まず、第1点目の基金積立金がふえた原因は何かということでございます。

議員も十分御理解をいただいて、確認のための御質問かとは存じますが、第3期介護保険事業計画策定につきましては、平成27年度までの長期を見越しております。そして、そのうち平成18年度から平成20年度までの3年間の給付目標を推計し、策定しております。それで3年間の平均をとりまして保険料を決定しております。

まず、計画の1年目に関しましては、まず黒字にと。2年目については収支ゼロ、3年目は赤字となり、18年度の黒字を充当し、3年間で収支ゼロになるように計画を策定したものであります。したがって、19年度におきまして、18年度の黒字を基金に積み立てしたものであります。

ただ、当計画を策定する段階におきまして、介護給付費の見直し分がまだ確定しておりませんでした。そのため、多少の増減はあるかと思えます。また、計画の目標数値につきましても、現在ほぼ計画どおりというふうになっております。

次に、当町の介護・福祉サービスを担う人材は足りているのかということでございます。

当町には、老人福祉施設2カ所、介護療養型施設1カ所、デイケア2カ所、デイサービス3カ所、ショートステイ2カ所、グループホーム4カ所の施設があります。それぞれにサービスを担う職員が配置されているわけでございます。

ただ、先ほど議員が言われたように、介護の中でやはり職員の給料が安いとかというような話を聞いておりますけれども、実際的には職員がこういう配置をされておりますので、不足しているという認識は今のところございません。

また、ケアマネジャーについても充足しているというふうには考えております。

また、当町での要介護認定を受けながら、要介護度に応じたサービスを介護保険制度に基づいて提供しているものでありますけれども、必要な介護取り上げは、まず町としては行っていないと認識しております。また、そのため、地域包括支援センターの職員が定期的な地域ケア会議を開き、ケアマネジャーに対しケアプランの作成技術の指導とか、支援困難事例における指導助言などを行い、その人に合ったサービスの提供に努めさせておるところでございます。

次に、厚生労働省は、介護認定の見直しを第4期計画でどのようにしていくのかということのお尋ねですが、平成21年4月から開始する新しい介護認定制度は、要介護認定の適正化と認定の効率化を図るものであります。内容といたしましては、1といたしまして、現行の82項目ございます介護調査項目の認定調査項目を見直しし、介護認定が適正かつ効果的に行われるよう、認定調査項目を追加6項目、削除14項目の74項目とするものでございます。

この中身といたしましては、医者の判断に基づくものがありますので、それを重複したものを除くというふうな形になっております。

また、2番目といたしましては、実際の介護に要する時間を反映させるため、一次判定モデルの見直しを行っております。

また、3番目といたしまして、介護認定審査会のばらつきの低減を図るために、二次判定で行ってございました要支援2及び要介護1の審査判定を、コンピューターによる一次判定とすること。

4番目といたしましては、スムーズで的確な変更ができるようにするため、二次判定で一次判定を変更する場合においては、検証する参考資料の見直しというふうになっております。当町といたしましても、平成21年度の実施に向け準備を進めておるところであります。

次に、志雄病院の介護療養病床に入院されている方で、経管栄養を利用されている方は何名かというご質問でございます。

現在7名というふうに聞いております。また、この方が介護療養型老人保健施設等に移ることが可能かとのことですが、可能であるというふうに考えております。

以上であります。何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（近岡義治君） 企画財政課長 太田永作君。

〔企画財政課長 太田永作君 登壇〕

企画財政課長（太田永作君） 小島議員の質問にお答えいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律によれば、平成19年度決算から健全化判断比率の公表が義務づけされているところであります。しかし、この数値なんです、今議会に報告した上で公表する予定であり、各自治体におかれましても公表されておりませんので、それぞれの指標の県内順位につきましては、現在のところ把握しておりません。

また、本町の場合、実質公債費比率が18.7%、将来負担比率が293.6%であります。実質公債費比率は、公債費等が標準財政規模に比べてどの程度の負担かをあらわす指標であり、旧町時代からの住民ニーズに基づく公共事業による起債の償還によるものであります。将来負担比率は、地方債の現在高、公営企業債等繰入見込み額、退職手当負担見込み額、土地開発公社の負担額等、負担見込み額等について標準財政規模と比べたもので、合併前後が必ずしも公共事業中心の町政であったとは思っておりませんが、それぞれの比率は、合併前後の公共事業のみが原因でないものと考えております。

また、少子高齢化が進展する中で、町民すべてが健康で安心して暮らせる社会福祉等にも努めてきたところであり、決して社会保障や社会福祉を町政発展の阻害要因と考えておりません。何とぞ御理解のほどを賜りたいと思います。

次に、社会保障と公共事業についてですが、参議院会議録情報によりますと、小島議員御指摘のとおり、生産効果は公共事業が社会保障を上回り、雇用効果やGDP効果は社会保障が上回っております。

各都道府県や政令市については、雇用効果はすべての自治体で社会保障が公共事業を上

回っていると示されておりますが、経済波及効果、GDP効果につきましては、すべての地方公共団体が上回っているという記述はしておりません。

次に、雇用促進住宅の質問でございますが、現在、雇用促進住宅の譲渡・売却が全国的に議論されていることから御質問と思われませんが、雇用促進住宅は、労働者の地域間移動の円滑化を図るため、雇用保険3事業の雇用福祉事業により設置された勤労者向け住宅として整備されたものと認識しております。そこで、当町においても、各所に町営住宅を整備し住民に供給しておりますが、雇用促進住宅も住宅供給の重責を担ってきたものと認識しております。

次に、全国で入居者の入居契約打ち切りが進められている件についてであります。当町には2カ所の雇用促進住宅がございます。押水宿舎は築21年経過しておりますが、今回、退去対象とはなっておりません。しかし、志雄宿舎については、築33年を経過していることから老朽化も激しく、維持管理費も多額であることから、平成20年4月から新規の入居申し込みの受け付けはなされておらず、今回撤去対象の施設となっております。

次に、入居者の退去通知により、一方的な契約打ち切りがなされている中での御質問でございますが、先ほどの町長の答弁にもあったように、現在、町営住宅への空き状況等の問い合わせがあり、そこで対応させていただいております。一部の方の転居がなされておりますが、それは今町長の答弁もあったとおり、町の宅地等を提供させていただいております。

なお、相談の窓口の設置についてでございますが、町営住宅関係は、町の町営住宅担当課である建設課で随時相談の受け付けを行っております。

以上です。

議長（近岡義治君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 再質問させてください。

介護保険ですけれども、先ほど具体的に介護取り上げの例を話ししました。生活援助で独居老人という、要するに昼間独居でも利用できるんですけれども、でもそれが本当にこの町で、昼間独居でも利用できない状況がつくられているんじゃないかということを質問したんです。それはどうなっているかということをお教えください。具体的に言いました。

それと、先ほど町長が答弁された中身ですけれども、産業連関表の問題で、社会保障、福祉をどうしていくかということで、費用対効果を考えてやりたいというふうに言われた

んですけれども、もともと福祉というのは費用対効果というのは通じるのかどうか。これだけ投資したらこれだけ返ってくるというふうなものではないと思うんですね。そこをどう考えておられるか、もう一度答弁を詳しくお教えてください。

それと、雇用促進の問題ですけれども、いかに閣議決定とはいえど入居者に立ち退きを迫ることはできないと言われましたけれども、実はそうじゃなくて、入居者にも2種類あるんですね。借地借家法の改正前と改正後の入居者とでは違うんです。改正後は簡単に追い出すことができるんです。改正前に入居されている方は、町長が言われたように、それは通じるんですけれども、改正後はそんな簡単に追い出すことができるものですから、その方々も含め、今厚生労働省を含めて議論になっていると思いますけれども、できたら町のほうからも、一方的に追い出さないでほしいという要望を、閣議決定ですけれども、確かに重いんですけれども、厚労省に対して上げてもいいのではないかな、そんな思いです。

なぜこんなことを言うかといいましたら、ちょっと調べていて、調査不足で申しわけないんですけれども、旧志雄地域と旧押水地域の雇用促進住宅はどんなところかといいましたら、私も含めてですけれども、あそこに住んでいた若い夫婦が町内で家を持っているんです。みんな住宅を建てているんです、何年かたって。10年の人もいますし5年の人もいますし。それで、子供たちを減らさない大事な大事な施設になっていると思います。

そういう意味では、先ほど出ていった人もいるというのは本当に残念なことで、町営住宅が果たして間に合ったり十分になればいいんですけれども、そうならない場合に出ていかざるを得ないといったら、本当に残念で仕方がないものですから。それで、町営住宅の整備とかこれから新しくしていくということを、財政的に難しいならば、雇用促進住宅をどうしてもそんな勝手に、一方的に追い出さないでくれという、この一言が厚労省に対して私は大事だと思って質問したんです。そこをちょっともう一度答弁願います。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 小島議員の再質問でございます。

介護に関する質問からでございます。要介護者になってそれに対処する方法と、それを予防する方法とあると思います。費用対効果というのは、必ずしも要介護者を対象ではなくして、予防を対象とするということも踏まえて、総合的に判断してこの予算を検討していきたいということで、あくまでも介護者対象だけではないということをお認めいただきたいと思います。そのことによって、費用対効果というものも生まれてくるということをお

御認識していただきたいと思います。そういう意味で私は発言したわけでございます。

それから、町営住宅、宅地のあっせんということで、先ほど答弁させていただいたわけでございます。我が町において雇用促進住宅から退去した、あるいはまた退去していただきたいという方々には、町営住宅の空き住宅のあっせんもいたしておりますし、また、我が町に宅地が結構あります。これらについても、やはりあっせんをしながら、なるべく雇用促進住宅に入居されておる方を、我が町に足どめしたいということで考えておりますので、今ここで、我が町からこの雇用促進住宅の退去命令を何名受けているかということは、私も把握しておりませんが、それらの情報を得次第、町営住宅のあっせん、あるいはまた宅地あっせんについては最大限の努力をしていきたいと、こう考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（近岡義治君） 小島議員さん、いかがですか。いいですか。

〔「いいです」という声あり〕

議長（近岡義治君） 次に、7番 林 一郎君。

〔7番 林 一郎君 登壇〕

7番（林 一郎君） 私は、宝達志水町としての今後の企業誘致に関する質問をしたいと思います。

当町におきましては、いしかわグリーンパワー株式会社及び株式会社NTN宝達志水製作所の企業誘致があったところでございましたが、これまでに町当局におきましては、さまざまな御苦労があったらと推測しますが、これからの町の雇用確保、あるいはほかの観点においても、大変有意義なことと認識している次第でございます。しかしながら、当町の就業人口の他の市町への流出、また、若年層の雇用確保の観点から考えますと、さらなる努力が必要かと思えます。

そこで、当町の公有用地並びに完成土地用地への企業誘致のお考えがあるのかどうか、町長並びに企業誘致担当の考えを問うものでございます。特に免田用地は、土地開発公社が占める総面積の93%と聞いていますが、この用地をどのように生かすか。また、何か動きがあるのかを伺います。

私は冒頭、2社の誘致に関して、執行部の努力に大いなる思いを寄せるわけでございますが、さらなる努力をしていただき、誘致の実現に汗をかいていただきたい。多くの方が就労できる企業が当町への進出に関心を示し、健全でかつしっかりとした企業を望むものでございます。

この免田用地は、お隣のかほく市に隣接していますが、当然のことではありますが、何か機運があれば、関連地区及びかほく市への説明、理解が重要なことだと思います。さらなるステップを踏まえて進めていただきたい。

また、ほかの公有用地並びにその他の完成土地用地6カ所の用地につきましても、思いがあれば説明を伺いまして、私の質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 7番 林議員の質問にお答えいたします。

我が町にとって雇用の確保、そういった観点から、あるいはまた町の財政の将来に向けての活性化に向けて、企業誘致というものは大変大切だと私は認識しております。

冒頭の提案理由の説明にも触れましたが、現在、株式会社NTN宝達志水製作所が、操業に向けて着々と建設をしております。これらの完成時には、大きな町の雇用、あるいはまた財政面での期待をしておるわけでございます。当町の就業人口の他町への流出、または若者の雇用確保の観点から考えると、御指摘のとおり、さらなる努力が必要だと思っております。

そこで、御質問の当町の公有用地並びに完成土地用地への企業誘致の考えがあるのかどうかという質問と、あわせて免田用地。御質問のとおり、土地開発公社の93%を占める面積が現在遊休しております。これらについて、今後どうするかという町の考え方について、林議員の質問に答えさせていただきたいと思っております。

公有用地の問題についてでございますけれども、この地面につきましては、陸上競技場いわゆる旧押水町におきまして、公有用地、陸上競技場予定地として取得した面積でございます。約1万5,100平米と広大な面積であります。もちろん、企業誘致も選択肢の一つであると私は考えております。

また、完成土地用地、いわゆる宝達駅東部用地を初めとする6カ所の用地につきましても、すべて住宅分譲用地として転売をしているところから、企業誘致そのものの対象地としては考えておりません。しかし、企業誘致に伴い、転入される従業員に対し、住宅用地としての提供を行うことによりまして、企業誘致促進の側面的な施策になるのではないかと考えております。

また、免田用地につきましては、面積が約25万7,000平米と膨大で、かつ、まとまった土地であることから、これが土地の有効活用は工場誘致しかないと考えております。

そこで、この用地の活用策といたしまして、地球環境に優しく、公害の出ない会社を念頭に、現在、2もしくは3社の企業に対し、アプローチをしているところでありますが、現段階では会社名は控えさせていただきたいと思います。

この用地の問題でございますが、この話が進展するようなことがあれば、もちろん、かほく市と、そしてその時期には関係地区への説明が重要な問題であると十分認識しております。この用地の問題につきましては、いましばらく時間をかしていただきたいと思います。

今後とも、免田用地を初めとする、我が町に遊休地としてある工場誘致適地につきましては、格段の努力をしてまいりたいと、こう考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

終わります。

議長（近岡義治君） 7番 林 一郎君。

〔7番 林 一郎君 登壇〕

7番（林 一郎君） 町長の明快な答弁、どうもありがとうございました。

関連になるかと思えますけれども、先般の全員協議会におきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による、平成19年度決算に基づく健全化判断比率等についての説明及び算定様式が示されたわけでございますが、その中で将来負担比率の状況で、将来負担額の内訳で土地開発公社が占める割合が13%となっていました。町長はこれを高い数字と見るか、あるいは低い数字と見るか伺います。

私は、たかが13%、されど13%で、無視できない数字ではないかと認識している次第でございます。充当可能財源が豊富にあればよいのですが、将来負担額が増大するほど将来負担比率が高くなる理屈であります。平成19年度で293.6%、350%を超えると国の指導が入ると聞いています。そうすれば、1項目でも負担を減らす努力が必要かなと思います。

私は、先ほど述べたように、企業誘致等によりそれを減らすよう執行部の努力に期待するものでございます。1社でも2社でも当町に参入していただく企業があれば、雇用問題とか税収入、また、それに付随した副次効果が生ずるものと期待しています。町当局の考え方を再度伺いまして、私の再質問を終わります。

以上です。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 林議員の再質問にお答えいたします。

将来負担比率293.6%の中での13%という土地開発公社が占める数字は、高いと見るか、低いと見るかの御質問であります。まず、293.6%という将来負担の数字については、大変大きな数字だと私は認識しております。

やはりこの数字の中で、13%を占めるということも、私は、将来負担額が現在我が町に115億3,000万円と言われている中で、土地開発公社が持つ約5億円余りの負担額は、決して小さいものではないと考えております。大変重く受けております。

また、この負担率の数字につきましては、先ほど財政課長から小島議員の質問に触れたわけでございますが、これらを一刻も早く解決しながら、町財政の一日も早い健全化に向けて取り組む上において、やはり企業誘致は欠かして通れない道でございますし、また、既存企業のそれぞれの皆さん方にも、活力ある産業づくりをやっていかなければいけない、そう考えておりますし、今後もやはり企業誘致を初めとするそれぞれの施策には、万全を期しながら対処していきたいと、こう考えております。

しかし、企業誘致というものは、相手のある話でございますので、必ずしも短時間で解決する問題でもございません。そういったことも十分に踏まえながら、皆さん方の企業に対する誘致の情報等もございましたら、私どもにもまたお伝え願いたいと、こう思っております。私どもも全力を挙げて今後取り組んでいきたいと、こう思っておりますので。

以上をもって、答弁を終わらせていただきます。

議長（近岡義治君） 林議員さん、よろしいですか。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時07分休憩

午後2時27分再開

議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き会議を開きます

以上で、通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

決算特別委員会の設置

議長（近岡義治君） お諮りいたします。認定第1号 平成19年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号 平成19年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定9件につきましては、7名の委員で構成する決算特別委

員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定9号までの認定9件につきましては、7名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

決算特別委員会委員の選任について

議長（近岡義治君） お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、宝達志水町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、私のほうより指名いたします。

決算特別委員会の委員に林 一郎君、岡野 茂君、川崎與一君、中谷浩之君、津田 勤君、柴田 捷君、そして萩山恭子君を指名したいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、宝達志水町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

その互選のため、暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時35分再開

議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

決算特別委員会委員長、岡野 茂君、副委員長、林 一郎君、以上のとおりであります。

委員会付託

議長（近岡義治君） お諮りいたします。議案第55号から報告第18号までの議案7件、報告2件は、議案審査付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託するこ

としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第55号から報告第18号は、議案審査付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

休会の議決

議長（近岡義治君） お諮りします。委員会審査のため、明9月9日から9月11日までの3日間休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明9月9日から9月11日までの3日間休会とすることに決定いたしました。

散 会

議長（近岡義治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、次回は9月12日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時37分散会

平成20年9月12日（金曜日）

出席議員

1 番	萩山恭子	8 番	守田幸則
2 番	柴田捷	9 番	北本俊一
3 番	津田勤	10 番	中川信夫
4 番	中谷浩之	11 番	金田之治
5 番	川崎與一	12 番	小島昌治
6 番	岡野茂	13 番	北信幸
7 番	林一郎	14 番	近岡義治

欠席議員

なし

説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	中野茂一
副町長	中江映
収入役	齊藤喜久治
教育長	田畑武正
総務課長	北山茂夫
情報推進室長	田村淳一
企画財政課長	太田永作
住民課長	林谷茂和
税務課長	山田久延
環境安全課長	高松守成
健康福祉課長	柏崎三代治
農林水産課長	鍛治一良
建設課長	土上猛
上下水道課長	高下良博
学校教育課長	松田正晴
生涯学習課長	源大恵

会 計 課 長 中 村 清 康
志雄病院事務局長 米 谷 勇 喜

議事日程

日程第 1 委員長報告

日程第 2 委員長報告に対する質疑

日程第 3 討 論

日程第 4 採 決

(追加日程)

日程第 1 発議第 1 号 道路整備の促進に関する意見書について

日程第 2 発議第 2 号 教育予算の拡充をもとめる意見書について

日程第 3 発議第 3 号 宝達志水町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第 4 請願第 3 号 衆議院で可決された「後期高齢者医療制度廃止法案」
を衆議院で直ちに審議することを促し、可決することを求める請願

日程第 5 質 疑

日程第 6 請願の委員会付託

日程第 7 委員長報告

日程第 8 討 論

日程第 9 採 決

日程第10 議員派遣の件について

日程第11 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査

開 議

議長（近岡義治君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、9月8日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

委員長報告

議長（近岡義治君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各委員会に付託いたしました議案について、審査の経過並びに結果について、特別委員長及び各常任委員長より報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 守田幸則君。

〔病院運営特別委員長 守田幸則君 登壇〕

病院運営特別委員長（守田幸則君） 今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月10日、病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、公立病院改革ガイドラインや広域連携など、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案1件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。病院運営特別委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、産業建設常任委員長 川崎與一君。

〔産業建設常任委員長 川崎與一君 登壇〕

産業建設常任委員長（川崎與一君） 今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月9日、産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、間伐事業の詳細や県事業とのかかわり、道整備交付金事業の路線変更の経緯、そして雇用促進住宅と町営住宅の関係についてや、公園管理の形態などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局からは細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案2件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における附帯意見として、快適な住環境を求め、下水道事業の種別にこだわらず有利な方法で事業推進を図り、あわせて加入促進に努められたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、教育厚生常任委員長 林 一郎君。

〔教育厚生常任委員長 林 一郎君 登壇〕

教育厚生常任委員長（林 一郎君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月9日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりでございます。

委員会では、保育所建設における提案型公募方式、小学校食堂棟の工事時期や出産一時金から見た全体の出生状況、そして保育所の指定管理者制度による経費削減等について多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案4件は原案のとおり可決すべきものと決定し、報告1件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、委員会閉議の後、押水第一小学校施設整備事業の現地視察を行い、散会しました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告

いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月10日に総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、町税還付金の期限後の対応についても還付を望む意見、消防自警団へのコミュニティ助成や若者の定住化からの雇用促進住宅について、そしてケーブルテレビにおける集落紹介の提案など、住民生活に直結する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案2件は原案のとおり可決すべきものと決定し、報告2件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務常任委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 以上で委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑

議長（近岡義治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わ

ります。

討 論

議長（近岡義治君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 議案第55号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算について、一言賛成討論を行います。

歳出3款民生費の2項1目で、保育所整備事業費として5,083万円の予算が計上されました。地震災害に不安な相見保育所の移転用地の購入及び測量設計に伴う予算であります。これは、関係地域の区長さんを初めとする区民の方々が、子供たちの安全を守るために強く要望し、お願いの要請もされていた予算であります。町はその声に正面からこたえ、地震の活動期という認識も踏まえられて、少ない予算の中、決断されたことを大きく評価するものであります。よって、一般会計補正予算に賛成するものであります。

以上。

議長（近岡義治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（近岡義治君） これより採決に入ります。

議案第55号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）から議案第60号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）までの議案6件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第55号から議案第60号までの議案6件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第60号までの議案6件は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、報告第17号 専決処分の報告について、専決第13号 石川県市町村職員退職手当組合理約の変更について及び報告第18号 専決処分の報告について、専決第14号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）の報告2件を一括して採決します。

両案に対する委員長の報告はいずれも原案承認です。報告第17号及び報告第18号の報告2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、報告第17号及び報告第18号は委員長報告のとおり決定されました。

次に、報告第19号 平成18年度決算に基づく健全化判断比率等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

追加議案の上程

議長（近岡義治君） お諮りします。ただいま議案3件、請願1件及び議員派遣の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

提出議案の上程・説明

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） ただいま上程されました発議第1号 道路整備の促進に関する意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

道路は、経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であります。宝達志水町におきましては、多様な交通手段を有する大都市圏とは異なり、移動には自動車に頼らざるを得ないため、今後とも道路の整備を進めていくことが必要であります。

道路の整備には、安定的な財源を確保することが不可欠であります。地方においては、道路特定財源だけでは不足し、既に多くの一般財源を投入して、必要な道路整備を行っているというのが実態であります。

よって、道路整備に必要な財源を確保・拡充すること、直轄国道159号は、引き続き国において整備・管理を行うことを強く要望するものであります。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（近岡義治君） 次に、1番 萩山恭子君。

〔1番 萩山恭子君 登壇〕

1番（萩山恭子君） ただいま上程されました発議第2号 教育予算の拡充をもとめる意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことでございます。しかしながら、義務教育費国費負担の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっております。

一方、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、家計の所得の違いが教育の格差につながっています。

政府は国の責任として、どの地域に住んでいようが、無償で良質な一定水準の教育が受

けられるようにしなければならないと考えます。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子供たちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、1つ、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。2つ、義務教育費国費負担制度について、国負担率の2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。3つ、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。以上、3項目の実現について国へ要望するものでございます。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（近岡義治君） 3番 津田 勤君。

〔3番 津田 勤君 登壇〕

3番（津田 勤君） ただいま上程されました発議第3号 宝達志水町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をさせていただきます。

平成20年9月1日に施行された地方自治法の改正法で、第100条12項に、「議会は会議規則を定めることにより、議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を設けることができる」の規定が新たに設けられました。

このことにより、全員協議会を法律上の正規の議会活動として位置づけるため、会議規則に規定するよう提案いたします。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長（近岡義治君） 次に、追加日程第5 議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（近岡義治君） お諮りいたします。請願第3号は、請願文書表のとおり教育厚生常任委員会に付託することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、請願第3号は、請願文書表のとおり教育厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

委員会審議のため、暫時休憩いたします。

午後3時03分休憩

午後3時37分再開

議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの私の発言において、報告第19号の件名で平成18年と申し上げましたが、平成19年度の誤りであります。訂正いたします。

委員長報告

議長（近岡義治君） それでは、日程第7 委員長報告を行います。

先ほど、教育厚生常任委員会に付託いたしました請願について、審査の経過並びに結果について、常任委員長より報告を求めます。

教育厚生常任委員長 林 一郎君。

〔教育厚生常任委員長 林 一郎君 登壇〕

教育厚生常任委員長（林 一郎君） 委員長報告。

本日、付託されました案件について、休憩時間中に教育厚生常任委員会を開催しましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

付託されました案件は、請願1件でございます。

委員会では、悪い部分は見直すとの国の方針が示されている、また、広域連合で行われている事業である、そして国が必要性を認めている事業である等、多くの意見があり、活発な審査が行われました。

慎重に審査した結果、請願1件は不採択すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 以上で、委員長報告は終わりました。

質 疑

議長（近岡義治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

討 論

議長（近岡義治君） 追加日程第8 討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 日本共産党宝達志水町委員会を代表して討論いたします。

後期高齢者医療制度廃止を求める意見書を国に提出することを拒む教育厚生常任委員会報告に対し、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度が実施されて半年がたちますが、自民党・公明党政府は、時がたてばこの制度への国民の怒りがおさまると考えているようであります。ところが、時を経れば経るほど、むしろ国民の怒りが広がる一方であるということを御紹介しておきたいと思っております。

それは、宝達志水町内だけではありません。今月7日に京都市南区で、定数1を争う市会議員の補欠選挙の投票がありました。自民党と共産党が定数1を争った選挙であります。

この選挙で、住民が一番大きな怒りにし、争点にしたのが後期高齢者医療制度の問題であります。国の制度ですが、この制度を続けようという政党を京都市民は断罪したのであります。選挙の結果は、共産党の候補が自民党の候補に圧勝したのであります。私はこの制度を続けさせてはいけません。その理由を3点にわたり述べたいと思っております。

第1点目は、生きている人間を75歳で分けて差別するということでもあります。

75歳になったら、それまで加入していた健康保険から別枠に囲い込み、これまで以上の重い負担と差別医療を押しつけるという制度だからであります。70歳になったら古稀、77歳になったら喜寿、80歳は傘寿、88歳は米寿、90歳は卒寿、99歳は白寿というような、下に寿がつくような名称があるように、日本には高齢者を敬う歴史的な文化が根づいております。この文化に基づいた施策は、後期高齢者医療制度を続けることではなく、高齢者に

なったら御苦労様でしたと感謝し、行政や議会がこれまでの御苦労にこたえて医療を無料にすることではないでしょうか。それをあろうことか人間を年齢で区切り、差別する後期高齢者医療制度を続けようという自民党・公明党の政治が問題ということを指摘しなければなりません。

第2点目は、この制度を続ければ続けるほど、痛みがひどくなるということでもあります。

保険料は2年に一回改定されますが、後期高齢者医療制度に加入される方がふえればふえるほど、保険料が上がる仕組みがあります。石川県では、2年ごとに数万円ずつ保険料が上がるのであります。お年寄りが長生きして、長寿になればなるほど支払う保険料が上がっていく、こんな長寿を喜べない制度を続けていていいのでしょうか。受ける医療の中身も、75歳以上の方と74歳以下の方との差別が持ち込まれました。例えば、高血圧で病院にかかっても、1カ月に受けられる医療の中身が、75歳を境にして小さくなるのであります。

第3点目は、自民党・公明党政府は、現役世代の方々の負担を緩和するために後期高齢者医療を実施し、高齢者の方々にも少しの痛みを我慢してもらい、こう言いわけしておりますが、実際の現役世代の方々の負担はどうなったのでしょうか。中小零細の業者の方々も加入するこの宝達志水町の国民健康保険税も、1世帯3万4,000円も値上げになったでしょう。また、サラリーマンの健康保険組合は、数千億円の赤字を抱えることになり、サラリーマンの保険料の値上げが行われました。現役世代の負担がふえているのであります。結局、医療や健康保険に支出していた国のお金を2,340億円削ったのを、高齢者と現役世代に負担させたのであります。

さて、この制度をなくしたら、財源はどうするのかということが言われます。自民党や公明党や民主党などは、消費税を増税することを考えているようです。しかし、社会保障を支える財源としては、消費税は庶民の暮らしを破壊する税ですから、ここに頼るわけにいかないと思います。では、どこから税を取ってくるかというと、大もうけしているところから取ってくればいいと思います。

日本の大企業が、過去一番もうかっていた10数年ほど前のバブル経済のとき、例えばトヨタ自動車は、そのときのもうけ、現在が最高で、そのときのもうけの2.2倍のもうけを今上げています。しかし、税金は、そのときの8割しか納めなくてもよくなっているのです。この間、もうけで笑いがとまらない大企業には、5兆円の税金の減額をやりました。そればかりか、大金持ちには2兆円の減税を行ったのであります。高齢者の少ない

年金から税金を引くことばかりしないで、もうけている大企業や大金持ちから、もうけ相應の負担をさせれば、後期高齢者医療制度を廃止して高齢者の医療費も無料にする財源が十分に確保されるのであります。

また、国の無駄遣いの最たるもの、軍事費を減らせば財源があります。世界の平和の大きな流れが起こっているときに、また、ソ連崩壊後、世界の資本主義国は軍事費を大幅に縮小しているときに、これをふやし続けているのは、世界で日本とアメリカだけではありません。特に日本には、アメリカ軍への思いやり予算という法律上の規定のないお金が2,000億円以上も使われております。「思いやる相手が間違っている」、町の高齢者の方々の批判であります。

以上、後期高齢者医療制度を廃止しようと求めた宝達志水町民の声にこたえない教育厚生常任委員会の報告に反対し、討論いたします。

また、道路整備の促進に関する意見書についての賛成討論を行います。

来年から、道路特定財源は一般財源化すると、やめられた福田首相が言いました。しかし、ことし4月30日に、自民党・公明党政府は、道路特定財源特例法改定案を再議決しました。これによって国民の意思とは異なり、10年間にわたり道路づくりだけの特定の財源を、これまでどおり維持するようになりました。そのため、国民には2兆6,000億円の大増税で、ガソリン価格は1リッター30円もの値上げとなっています。

政府の再議決の理由は、道路中期計画を遂行するためというものでした。しかし、その計画の中には、新たな東京湾横断道路を初めとする無駄な高規格道路建設が中心の中身となっております。これを前提にした地方からの道路整備要望は、国民を苦しめるだけとなります。

また、地方道路整備臨時交付金制度7,000億円についても、道路特定財源を継続することが前提となったものであります。一般財源化をいうなら、交付税として措置すべきものと考えます。これは、今回の意見書の要望事項に沿ったものだと考えます。また、地域要望の記載もあり、この意見書案に賛成するものであります。

以上。

議長（近岡義治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（近岡義治君） これより採決に入ります。

発議第1号 道路整備の促進に関する意見書について採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、発議第2号 教育予算の拡充を求める意見書を採決します。

発議第2号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、発議第3号 宝達志水町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

発議第3号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、請願第3号 参議院で可決された後期高齢者医療制度廃止法案を衆議院で直ちに審議することを促し、可決することを求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第3号は採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立少数です。よって、請願第3号は不採択と決定いたしました。

議員派遣の件

議長（近岡義治君） 次に、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり実施いたしたいと思っております。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議員派遣の件については可決されました。

各委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（近岡義治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議・閉会

議長（近岡義治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成20年第3回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後3時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 岡 義 治

署名議員 中 谷 浩 之

署名議員 川 崎 與 一